

野々市市 緑の基本計画

Nonoichi City
Master Plan Of Parks And
Open Spaces 2022



表紙に使用した写真について



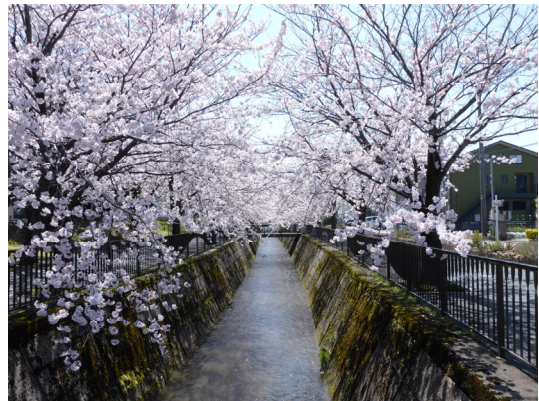
野々市中央公園のつばき



街路樹の設置（市道）



農業振興地域の田園風景



馬場川沿いの桜並木

第1章 緑の基本計画について

- 1-1 緑の基本計画とは 1
- 1-2 緑の役割 3

第2章 現況調査

- 2-1 都市公園等の現況 5
- 2-2 公共施設の緑化現況 7
- 2-3 民間施設の緑化現況 8
- 2-4 地域制緑地の現況10
- 2-5 緑化に向けた施策11
- 2-6 市民アンケート12

第3章 緑の課題整理と目標

- 3-1 緑の現況評価と課題20
- 3-2 緑の課題整理と目標27

第4章 計画の基本理念（将来都市像）

- 4-1 将来都市像28
- 4-2 基本目標29

第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策（施策及び目標）

- 5-1 未来へ引き継ぐ“みどり”33
- 5-2 憩いとうるおいを感じられる“みどり”35
- 5-3 安全・安心な暮らしをささえる“みどり”37
- 5-4 個性と魅力あふれる“みどり”38
- 5-5 市民協働による“みどり”40
- 5-6 計画の目標水準42
- 5-7 都市公園等の整備・配置方針等45
- 5-8 都市公園の管理の方針48

第6章 緑に関する施策の方針（地域別方針）

- 6-1 地域区分49
- 6-2 北部地域50
- 6-3 東部地域52
- 6-4 西部地域54
- 6-5 南部地域56

第7章 計画の推進と進捗管理

- 7-1 推進体制58
- 7-2 進捗管理59

第1章 緑の基本計画について

1-1 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として規定され、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などの内容を策定する緑とオープンスペースの総合的な計画です。

「野々市市緑の基本計画」は、野々市市（以下本市とする）の今後約20年間の、緑に関する全般の基本方針を定めた総合的な計画として策定します。

(2) 緑の基本計画見直しの背景と目的

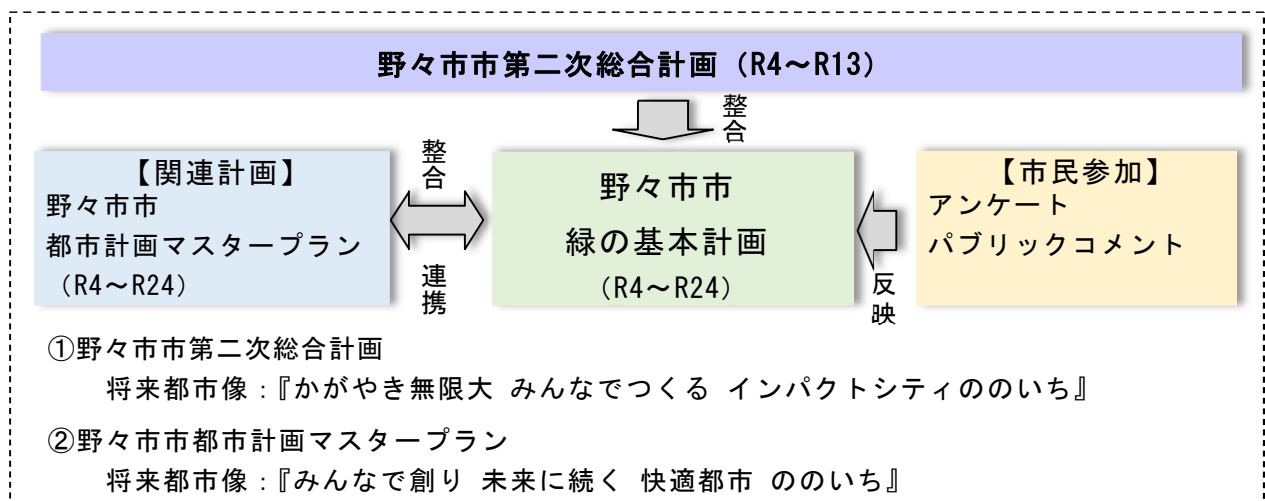
本市では、平成12年3月に「野々市市町緑の基本計画」を当初策定し、その後平成27年3月に見直しを行い、都市公園の整備や民有地緑化などを推進してきました。

このような中、近年では全国的な人口減少・少子高齢化の進展や異常気象による自然災害への対応などといった社会情勢の変化を背景とし、緑に関する様々な法改正が行われたことから、緑に関する考え方や施策などについても見直しを行う必要が生じています。

本市では、上位計画である「野々市市第二次総合計画」、「野々市市都市計画マスタープラン」を改定しており、これらの計画と整合を図るとともに、本市の緑を取り巻く社会情勢の変化などに対応するために、今回の見直しを行いました。

(3) 緑の基本計画の位置づけ

本計画は、総合計画を上位計画とし、関連計画である都市計画マスタープランと整合・連携を図るとともに、市民の意見などを反映しながら策定しました。



(4) 関連法案の改正

近年の緑の基本計画に関連する法制度の主な改正内容について、以下に示します。

①都市の農地を「緑地」として定義づけ

国では、都市農業の安定的な継続、多様な機能の適切かつ十分な発揮、良好な都市環境の形成を目的とし、平成27年4月に都市農業振興基本法を制定し、その後平成28年5月には、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画となる都市農業振興基本計画を策定しました。当該計画において、都市の農地を「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく考え方が転換されたことにより、平成29年の都市緑地法の改正において、緑地の定義に農地が含まれることとなりました。

②緑の基本計画における「都市公園の管理の方針」の明確化

今般の社会経済状況や都市公園の整備状況を踏まえ、そのストックの利活用、維持修繕の適正化が公園緑地の政策上極めて重要な課題となっていることから、平成29年の都市緑地法の改正により、緑の基本計画の記載事項に「都市公園の管理の方針」が追加されることとなりました。

③公民連携の視点の追加

市町村における財政制約や人員面での制約などから緑地の新規整備や適切な施設更新などに限界があることを踏まえ、きめ細やかな行政サービスを市民に提供し、民有地も含めた総合的な緑のまちづくりを推進するためには、公民連携の視点は必須であるため、都市緑地法や都市公園法の改正により、主に以下の制度が追加されました。

- 市民緑地設置管理計画の認定制度の創設（認定市民緑地制度）
⇒自治会等の住民団体、NPO法人、企業等の民間主体が、空き家等を有効活用して広場等公園と同等の空間を創出する制度
- 公募設置管理制度（Park-PFI制度）
⇒都市公園の利用者の利便の一層の向上を図るため、飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置又は管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を公募により認定する制度

④社会福祉施設の占用許可対象への追加

これまで、都市公園内における保育所などの社会福祉施設の設置は、国家戦略特別区域法に基づく国家戦略特別区域内に限って認められていましたが、全国の都市公園において可能とするため、占用許可として社会福祉施設が追加されました。

1-2 緑の役割

都市公園をはじめとする「緑」や「オープンスペース」は、良好な環境の形成、防災、美しい景観の形成など、多様な機能を持っています。

(1) 人と自然が共生する都市環境を確保することができます

- ・樹木などの植物は、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、ヒートアイランド現象などにより悪化する都市気象や騒音、振動の緩和などの機能を有し、また、都市内の樹林地や河川などの水辺地は、野生生物の生育地・生息地として生態系を構成し、郊外からの清涼な風を都市に送り込む風の道を形成するなど、緑の機能の適切な配置により、人と自然とが共生する都市環境を形成することができます。

(2) 災害防止、避難地、救助活動拠点などの機能により、都市の安全を確保できます

- ・大地震や大火災などの発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼防止帯、消防活動やボランティアなどの救援活動拠点、復旧活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点などとして多様な機能を持つことから、緑を適切に確保することにより都市の安全性・防災性を高めることができます。

(3) 多様な四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成します

- ・緑は地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化を実感できる快適な生活環境や美しい景観を創出することにより、次代を担う子供達の感受性を育み、国民生活にゆとりと潤いをもたらすことができます。
- ・緑は我が国の固有の文化や歴史などと深く関わっており、緑を適切に活かすことにより、個性と魅力ある地域づくりを進めることができます。

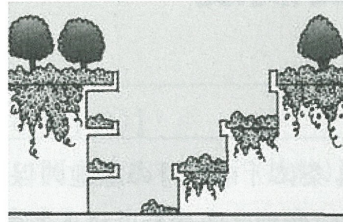
(4) 緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した潤いのある生活空間を確保できます

- ・自由時間の増大、価値観の多様化、交通体系の発展などに伴い、国民のレクリエーション活動は多様化、高度化、広域化しています。また、都市化の進展、少子・高齢化などに伴い、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなどレクリエーション需要は変化しつつあります。
- ・緑の持つ多様な機能を活用することにより、経済社会や国民のレクリエーション需要の変化に対応した緑豊かで質の高い生活空間を確保することができます。

■都市環境維持・改善の機能



緑陰の提供、大気汚染の改善

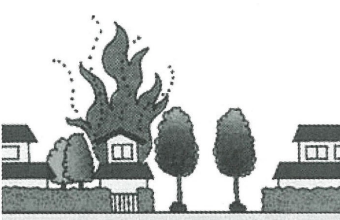


気温の緩和

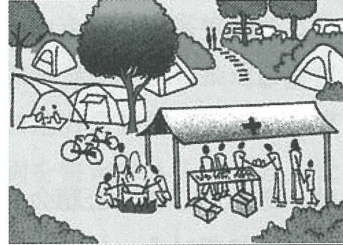


生物の生息環境

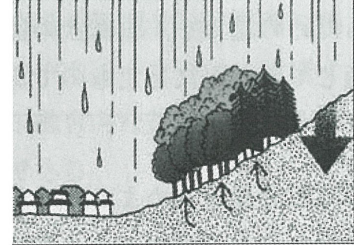
■防災機能



延焼の遅延や防止

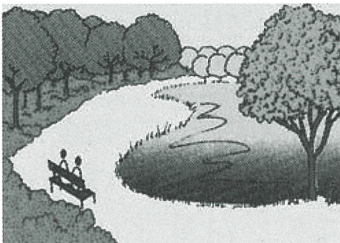


災害時の避難場所



流出量の調整、洪水の予防

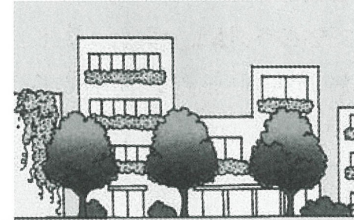
■景観形成機能



自然景観の形成



田園景観の形成

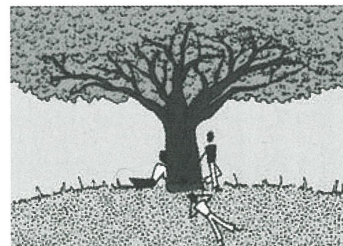


都市景観に潤いを与える

■健康・レクリエーション機能



様々な余暇活動の場



休養・休息の場



運動・遊びの場

[出典：緑の基本計画ハンドブック（令和3年改訂版）]

第2章 現況調査

2-1 都市公園等の現況

本市の一人当たり都市公園面積は 5.7 m²/人で、公共施設緑地を含めた都市公園等面積は 16.9 m²/人となっています。(令和2年10月1日現在)

前回の基本計画策定時点と比べると、国・石川県・野々市市のいずれの値も増加しているものの、本市は全国平均・石川県平均よりも低い値となっております。

【一人当たり都市公園面積の比較（国・石川県・野々市市）】

	野々市市	石川県	全国
都市公園	5.7 m ² /人	14.8 m ² /人	10.5 m ² /人
(H27 計画)	(5.1 m ² /人)	(13.3 m ² /人)	(9.8 m ² /人)
都市公園等	16.9 m ² /人	—	—
(H27 計画)	(15.9 m ² /人)	—	—

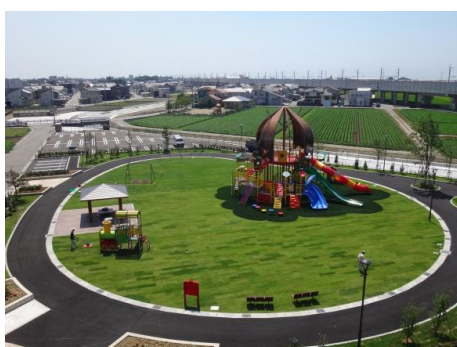
[出典：野々市市の行政人口は、令和2年国勢調査
石川県、全国データは都市公園整備水準調書（国土交通省）（平成31年3月31日現在）]

※都市公園等：都市公園と公共施設緑地を加えたもの

本市には、市の中央部に「野々市中央公園」（総合公園）、JR野々市駅西側に「つばきの郷公園」（地区公園）があり、「押野中央公園」、「あらみや公園」、「野々市南部公園」（近隣公園）や史跡跡地に設けられた「御経塚史跡公園」、「末松廃寺跡公園」（特殊公園）など計128の公園があります。(令和4年4月1日現在)

本市はこれまで土地区画整理事業などにより、計画的に市街地整備を進めてきたことから、街区公園は市内に広く分布しております。

このほか、市内を南北に流れる郷用水、林口川、木呂川、高橋川、馬場川、十人川沿いには緑化された歩行者専用道路や河川・用水緑化区間があります。

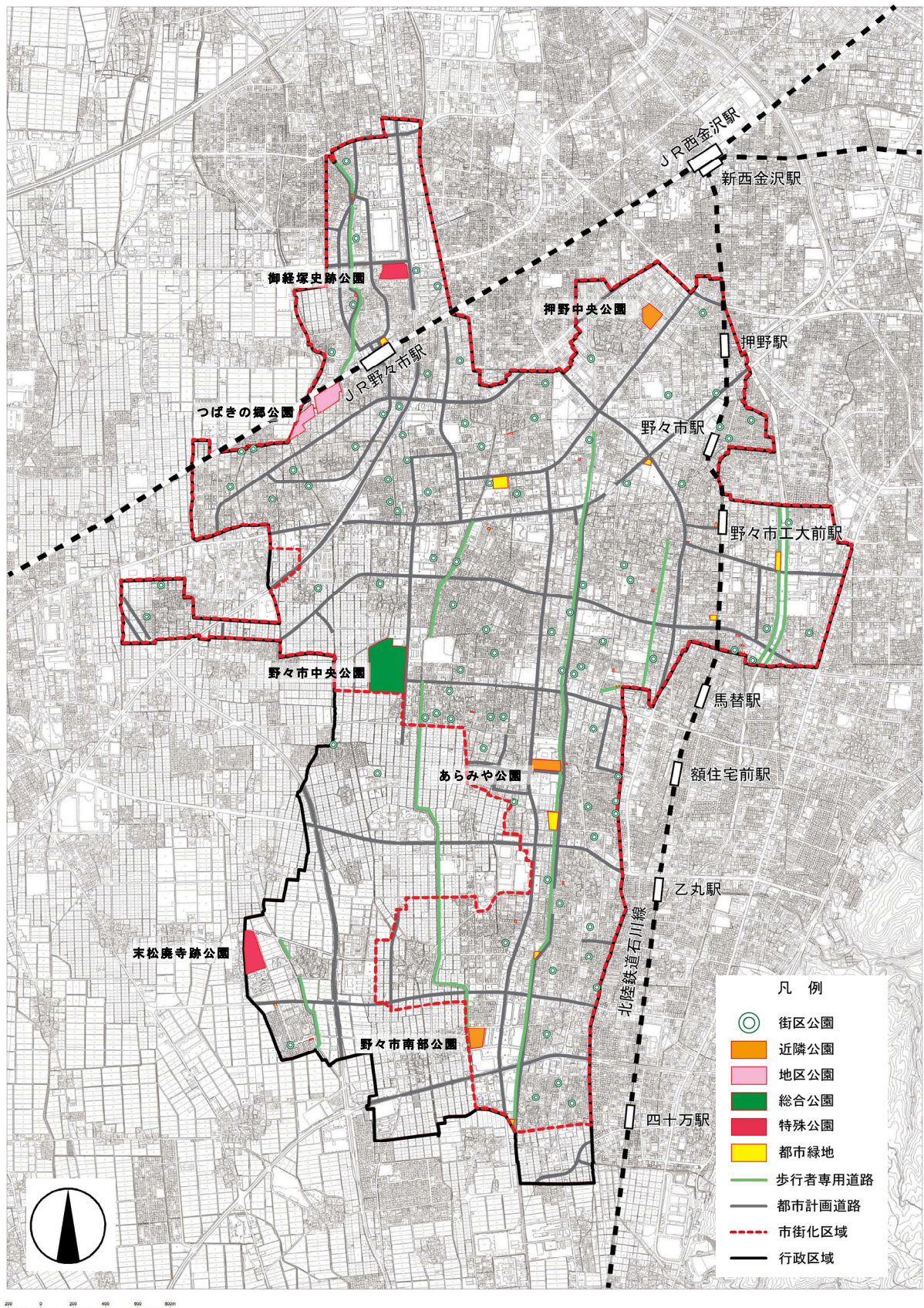


▲つばきの郷公園



▲十人川

【公園緑地状況図】



2-2 公共施設の緑化現況

市役所や学校をはじめとする公共施設（1,000 m²以上を対象）における敷地内の緑化状況（緑被率）は、全体平均で 18.6%となっています。

緑化面積を見ると、石川県立大学（48,864 m²）や金沢工業大学（35,021 m²）などの施設が多く緑化面積を有しており、緑被率では中央児童館（38.3%）や学びの杜ののいちカレード（37.8%）などの施設が高くなっています。

【緑化面積が大きい施設】

	緑化面積 (m ²)	緑被率 (%)
石川県立大学	48,864	36.6
金沢工業大学	35,021	23.2
学びの杜ののいちカレード	7,106	37.8
スポーツランド	5,977	25.2
石川県立明和特別支援学校	4,253	14.5

【緑被率が高い施設】

	緑化面積 (m ²)	緑被率 (%)
中央児童館	3,559	38.3
学びの杜ののいちカレード	7,106	37.8
石川県立大学	48,864	36.6
交遊舎	1,529	30.5
スポーツランド	5,977	25.2



▲ 学びの杜ののいちカレード



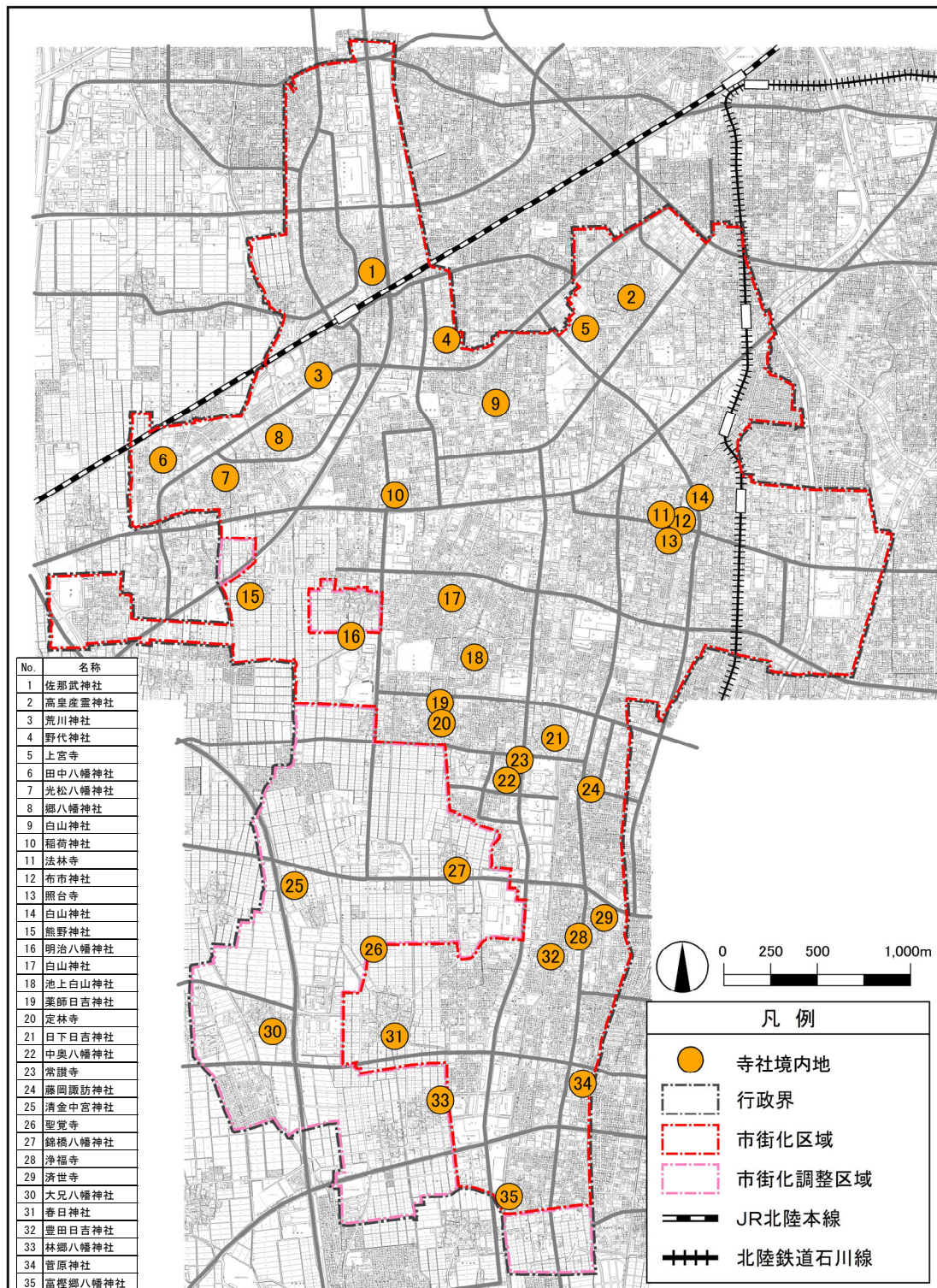
▲ 中央児童館

2-3 民間施設の緑化現況

(1) 民間施設緑地（寺社境内地）

本市には、民間施設緑地として寺社境内地が35箇所あり、市内に広く分布しています。多くの神社は社叢林を有しており、市街地の貴重な緑となっています。

【民間施設緑地（寺社境内地）位置図】

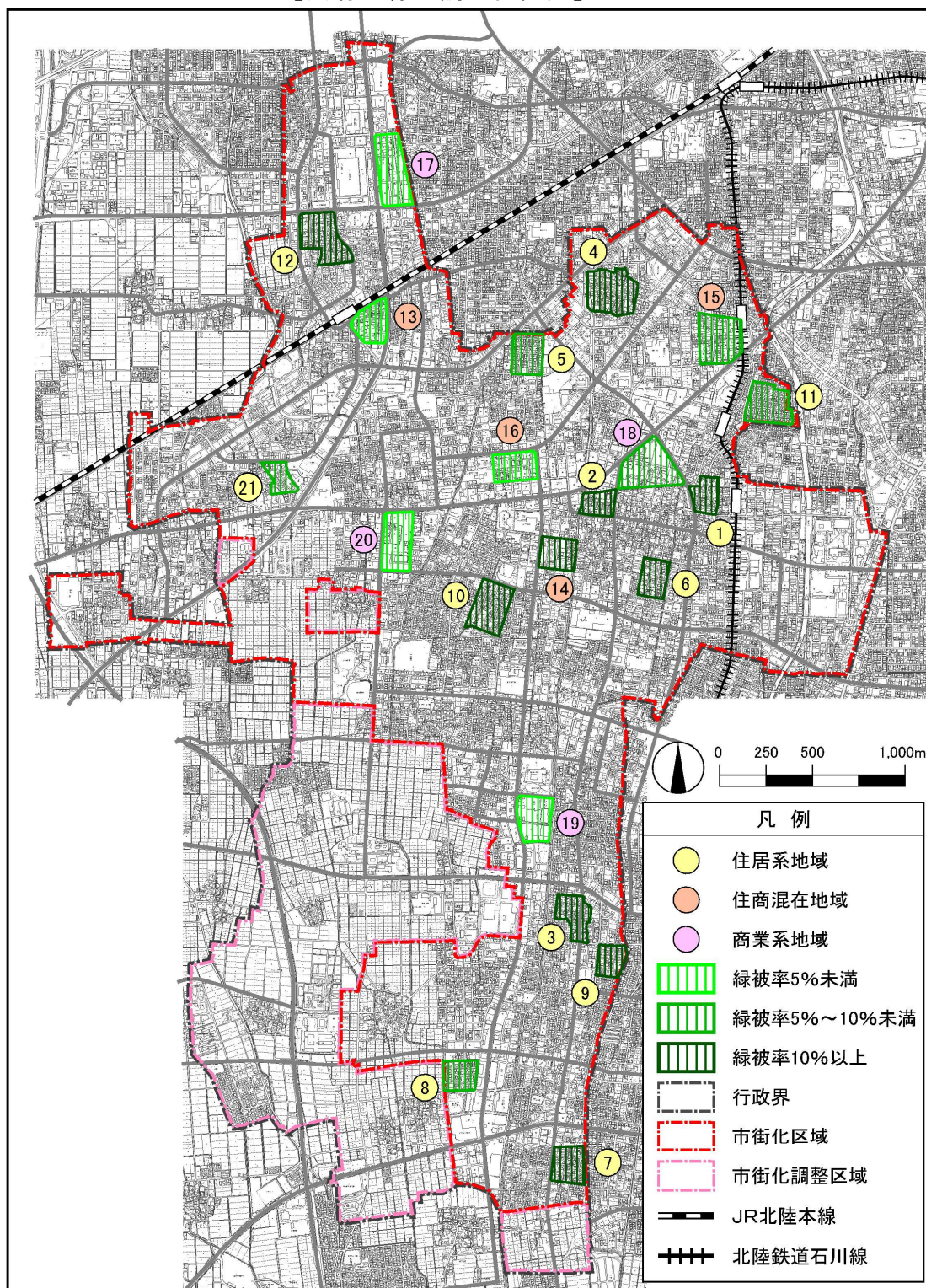


(2) 民有地緑化状況（土地利用区分別）

土地利用区分別の民有地緑化状況（サンプリングによる平均）は、住居系地域で14.3%、住商混在地域で7.4%、商業系地域で5.0%となっています。

住居系地域、特に旧市街地での緑被率が高い割合を示している一方、商業系地域の緑被率が低い割合となっています。

【民有地緑化調査位置図】



2-4 地域制緑地の現況

本市の地域制緑地は、農業振興地域（農用地区域）として147.2haが指定されています。また、河川区域が7.8ha、天然記念物が3.8haであり、あわせて158.8haが地域制緑地となっています。



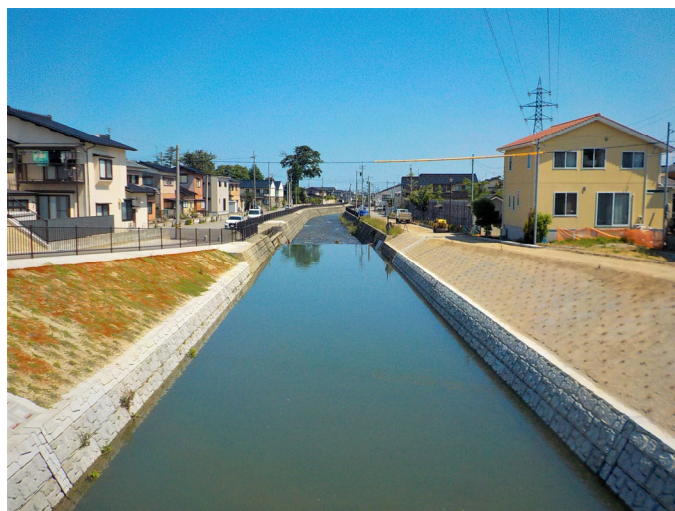
御経塚遺跡（記念物）



市南西部の農地（農業振興地域）



末松廃寺跡（記念物）



高橋川（河川区域）

2-5 緑化に向けた施策

(1) アダプトプログラムによるボランティア緑化

アダプト※プログラムとは、市民と行政が協働で進める、新しい「まち美化プログラム」です。

本市では、平成14年度(2002)より「林口用水遊歩道」においてこの制度を導入しました。

現在では、公園・緑地8箇所(つばきの郷公園、よつば公園、ひまわり公園、ろくらくち公園、せせらぎ公園、たかはし公園、木呂川2号緑地、粟田6号緑地)をはじめ、道路、用水遊歩道で、アダプト制度に基づく清掃美化活動が進められています。

※アダプト(ADOPT): 英語で「〇〇を養子にする」の意味。

【清掃美化活動の様子】



(2) 生け垣等設置事業補助金

本市では、住宅敷地に生け垣などを設置する方に対して補助金を交付し、市内の緑化推進と、防災対策に寄与する生け垣などの設置を促進しています。

(3) 花と緑 ののいち椿まつり

本市は、昭和49年に市花木を「椿」に制定するとともに、「椿」を通じて新しい共同社会づくりを目指す「愛と和の都市宣言」を併せて制定しています。

「花と緑 ののいち椿まつり」は愛と和の市民憲章に謳われている「郷土を愛し緑豊かな住みよいまちづくり」を推進するため、毎年3月に開催されています。



2-6 市民アンケート

「野々市市都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」の見直しにあたり、市民を対象にアンケート調査を実施しており、そのうち、緑に関連のある調査結果は以下の通りです。（「野々市市都市計画マスタープラン見直しのための市民アンケート調査」報告書より緑に関連のある設問を抜粋）

【調査の概要（調査方法、回答の結果）】

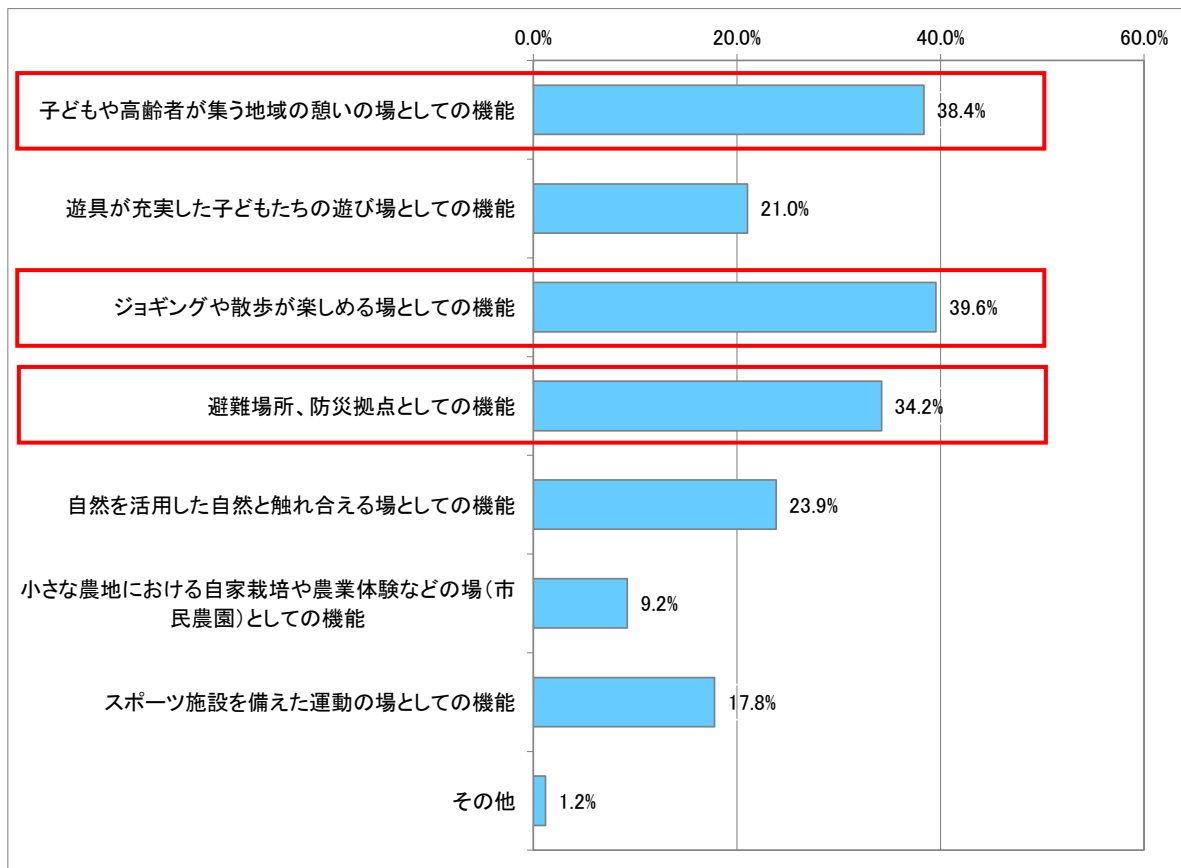
調査対象者	配布・回収方法	配布数	回答者数	回収率
野々市市在住の満16歳以上の方	郵送返送による回答	2,500	1,533	61.3%

■ 公園・緑地の機能について

公園・緑地について、どのような機能を維持・強化していくことが重要だと思いますか。当てはまる番号を2つ以内選んで○をつけてください。

公園・緑地の機能については、「ジョギングや散歩が楽しめる場としての機能」が39.6%と最も高く、次いで「子どもや高齢者が集う地域の憩いの場としての機能」が38.4%、「避難場所、防災拠点としての機能」が34.2%となっています。

【公園・緑地の機能について】



※回答率 (%) は、本項目の回答者数の合計 1,517 人を分母とし算出

年齢別にみると 20 代、30 代、家族構成別の二世帯同居、三世帯同居で「遊具が充実した子どもたちの遊び場としての機能」が最も高くなっています。

また、地域別でみると、東部地域で「自然を活用した自然と触れ合える場としての機能」、西部地域で「小さな農地における自家栽培や農業体験などの場（市民農園）としての機能」、南部地域で「スポーツ施設を備えた運動の場としての機能」、北部地域で「子どもや高齢者が集う地域の憩いの場としての機能」と分かれています。

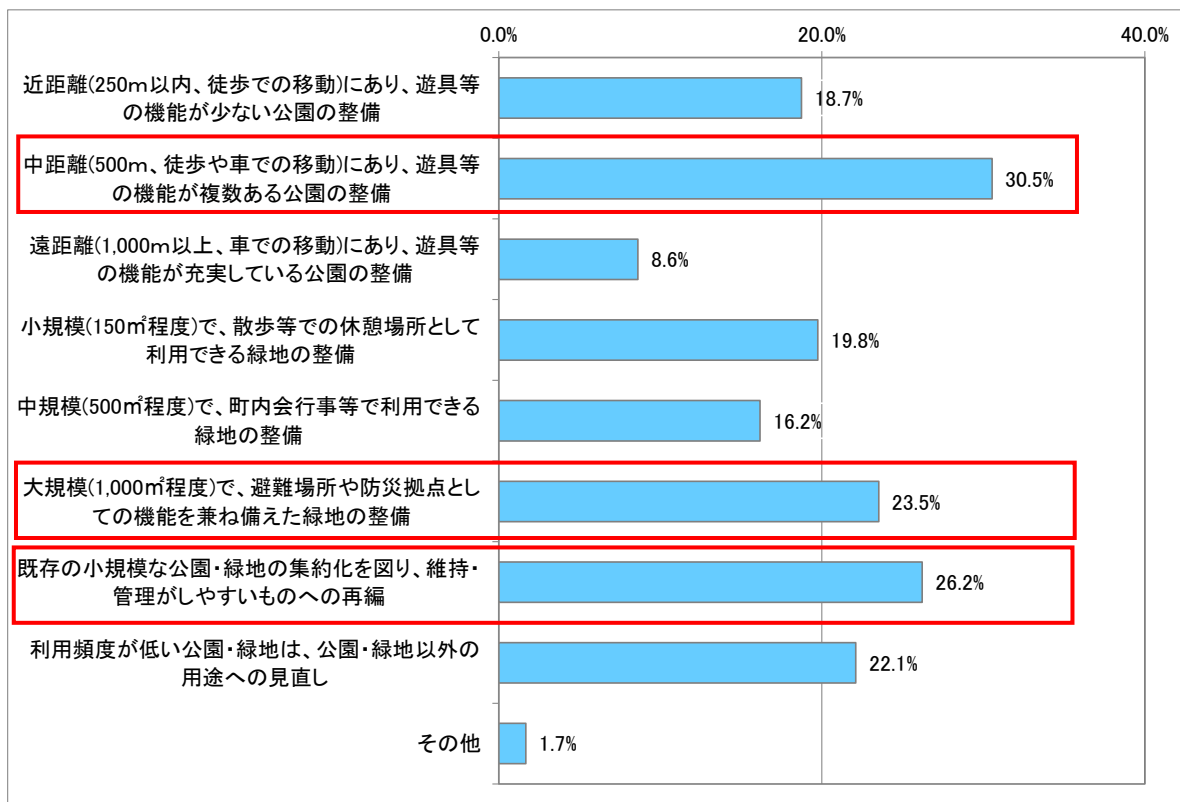
単位：%		回答数	1	2	3	4	5	6	7	8
			の子どもとしての機能	場遊具としての機能	しジョギングや散歩が楽しめる場	避難場所、防災拠点としての機能	場自然を活用した自然と触れ合える	て業体験などの場（市民農園）とし	小の機能	しての機能
合計		1,533	38.0	20.8	39.1	33.9	23.6	9.1	17.6	1.2
年齢	20歳未満	189	8.9	15.6	11.8	7.0	10.8	7.1	25.1	11.1
	20代	132	8.0	14.9	8.2	3.9	11.6	6.4	9.7	5.6
	30代	196	13.0	26.0	9.7	10.7	11.1	13.6	13.5	22.2
	40代	222	12.3	15.6	13.9	14.7	15.8	17.9	18.4	33.3
	50代	234	15.8	8.9	17.5	19.8	13.3	14.3	12.4	11.1
	60代	275	18.3	11.4	21.5	21.9	18.0	23.6	11.2	5.6
	70歳以上	271	23.7	7.6	17.3	22.1	19.4	17.1	9.7	11.1
家族構成	ひとり暮らし	220	12.1	9.8	16.9	15.1	16.9	11.4	10.8	5.6
	夫婦のみ	347	26.6	12.6	26.9	28.2	20.6	30.0	14.2	16.7
	二世帯同居（親と子）	787	49.7	65.0	46.5	45.8	52.5	45.0	63.1	72.2
	三世帯同居	106	7.9	9.5	6.4	6.2	6.4	7.9	9.0	5.6
	その他	57	3.8	3.2	3.3	4.7	3.6	5.7	3.0	0.0
居住地域	東部地域	361	22.4	24.6	23.1	23.2	25.6	22.9	22.8	22.2
	西部地域	385	24.8	24.3	24.7	26.1	26.4	27.1	27.0	22.2
	南部地域	407	26.7	26.2	26.9	26.3	25.0	27.9	30.3	33.3
	北部地域	367	26.0	24.9	25.3	24.4	23.1	22.1	19.9	22.2
居住年数	5年未満	313	18.9	29.0	20.4	16.3	25.9	18.0	19.2	22.2
	5年以上10年未満	223	14.4	17.7	13.3	13.8	15.3	14.4	17.0	22.2
	10年以上20年未満	385	20.8	24.9	25.3	24.0	21.4	25.9	37.0	16.7
	20年以上	596	45.8	28.4	41.0	45.9	37.3	41.7	26.8	38.9

■ 公園・緑地の整備について

公園・緑地の整備について、今後どのような方針(配置・役割など)が望ましいと思いますか。当てはまる番号を2つ以内選んで○をつけてください。

公園・緑地の整備については、「中距離(500m、徒歩や車での移動)にあり、遊具等の機能が複数ある公園の整備」が30.5%と最も高く、次いで「既存の小規模な公園・緑地の集約化を図り、維持・管理がしやすいものへの再編」が26.2%、「大規模(1,000㎡程度)で、避難場所や防災拠点としての機能を兼ね備えた緑地の整備」が23.5%となっています。

【公園・緑地の整備について】



※回答率(%)は、本項目の回答者数の合計1,483人を分母とし算出

■ 緑の満足度について

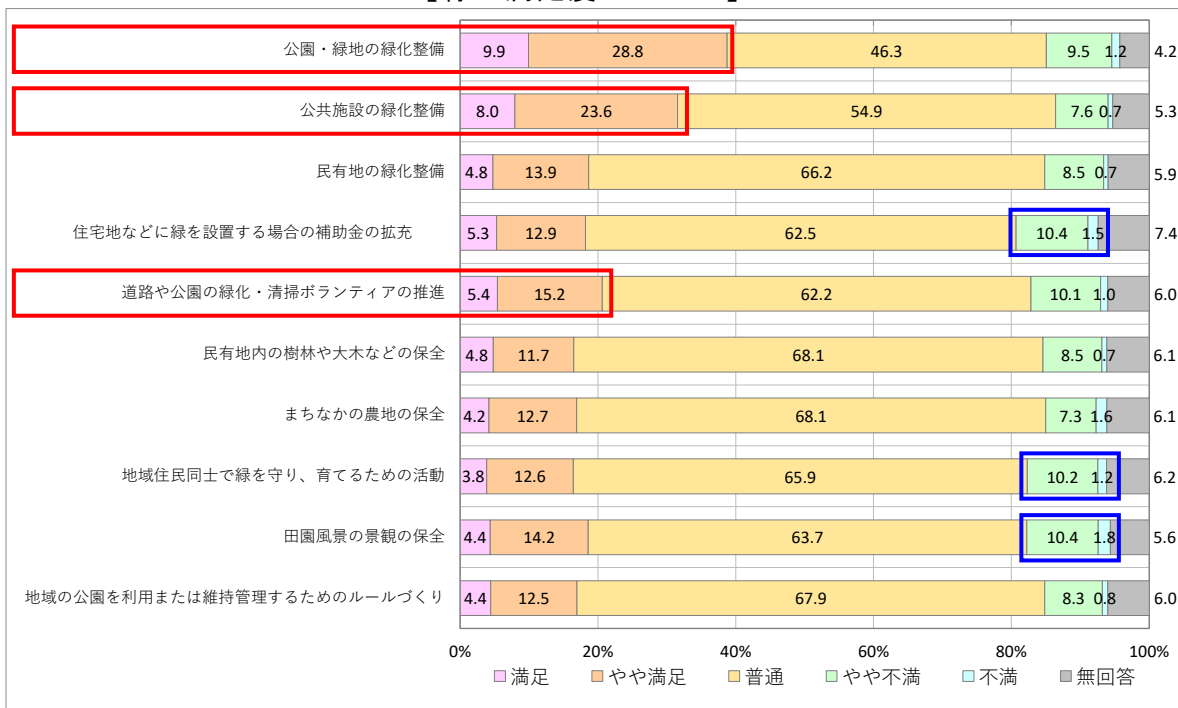
あなたのお住まいの地域における緑化の取り組みについて、どのように感じていますか。下記のそれぞれの項目に対する「現状の満足度」について、それぞれ当てはまる番号を1つだけ選んで○をつけてください。

緑の満足度について、満足である（「満足」と「やや満足」の合計）は「公園・緑地の緑化整備」が38.7%と最も高く、次いで、「公共施設の緑化整備」が31.6%、「道路や公園の緑化・清掃ボランティアの推進」が20.6%となっています。

満足度の平均点の上位は、「公園・緑地の緑化整備」が3.4点と最も高く、次いで、「公共施設の緑化整備」が3.3点となっています。

不満である（「不満」と「やや不満」の合計）は「田園風景の景観の保全」が12.2%と最も高く、次いで、「住宅地などに緑を設置する場合の補助金の拡充」が11.9%、「地域住民同士で緑を守り、育てるための活動」が11.4%となっています。

【緑の満足度について】



【緑の満足度について（平均点）】

区分	平均点
公園・緑地の緑化整備	3.4
公共施設の緑化整備	3.3
道路や公園の緑化・清掃ボランティアの推進	3.1
民有地の緑化整備	3.1
地域の公園を利用または維持管理するためのルールづくり	3.1
民有地内の樹林や大木などの保全	3.1
まちなかの農地の保全	3.1
住宅地などに緑を設置する場合の補助金の拡充	3.1
田園風景の景観の保全	3.1
地域住民同士で緑を守り、育てるための活動	3.1

緑の満足度における公園・緑地の緑化整備において、年齢別では、満足である（「満足」と「やや満足」の合計、以下同様）は「20歳未満」が53.4%と最も高く、不満である（「不満」と「やや不満」の合計、以下同様）は「50代」が15.0%と最も高くなっています。

居住地域別では、満足であるは「西部地域」が42.4%と最も高く、不満であるは「南部地域」が12.5%と最も高くなっています。

居住年数別では、満足であるは「5年未満」が45.7%と最も高く、不満であるは「20年以上」が12.7%と最も高くなっています。

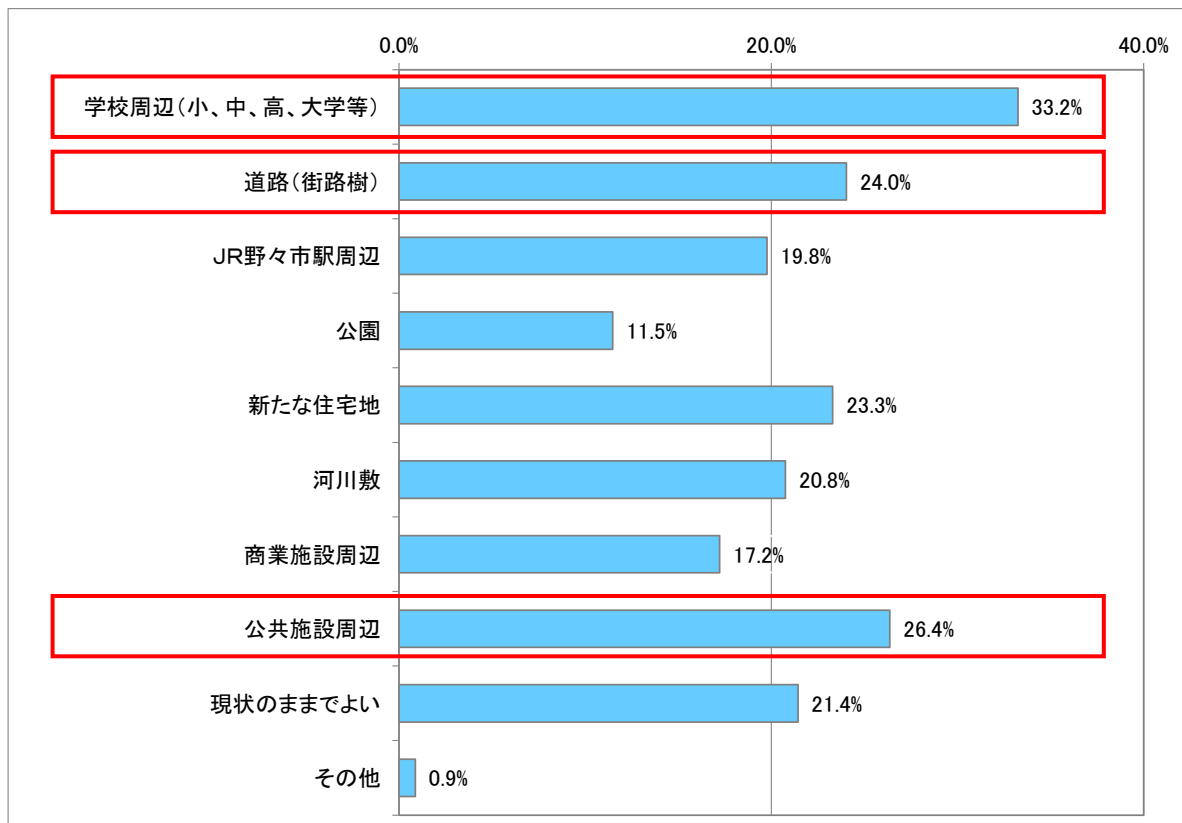
単位：%		回 答 数	5	4	3	2	1		
			満 足	や や 満 足	普 通	や や 不 満	不 満	無 回 答	
公園・緑地の 緑化整備	合計	1,533	9.9	28.8	46.3	9.5	1.2	4.2	
	年 齢	20歳未満	189	15.3	38.1	38.6	5.8	0.5	1.6
		20代	132	14.4	38.6	43.2	3.0	0.8	0.0
		30代	196	6.6	32.7	50.0	8.2	1.5	1.0
		40代	222	11.3	29.3	45.5	12.2	0.9	0.9
		50代	234	7.7	20.1	53.4	13.7	1.3	3.8
		60代	275	8.7	26.9	48.7	10.2	1.8	3.6
		70歳以上	271	8.5	24.4	43.5	9.6	1.1	12.9
	居 住 地 域	東部地域	361	8.3	25.2	52.1	8.0	1.9	4.4
		西部地域	385	12.5	29.9	44.7	8.6	0.8	3.6
		南部地域	407	10.1	29.2	44.5	11.8	0.7	3.7
		北部地域	367	8.7	31.1	45.8	9.0	1.1	4.4
	居 住 年 数	5年未満	313	13.4	32.3	45.0	5.8	1.3	2.2
		5年以上10年未満	223	12.6	32.7	41.3	10.3	0.4	2.7
		10年以上20年未満	385	8.8	29.6	47.5	9.9	0.3	3.9
20年以上		596	7.7	25.5	48.2	10.9	1.8	5.9	

■ 緑のまちづくりについて

野々市市の中で、緑化すべきと感じる場所はどこだと思いますか。当てはまる番号を3つ以内選んで○をつけてください。

緑のまちづくりについては、「学校周辺（小、中、高、大学等）」が33.2%と最も高く、次いで「公共施設周辺」が26.4%、「道路（街路樹）」が24.0%となっています。

【緑のまちづくりについて】



※回答率（%）は、本項目の回答者数の合計1,498人を分母とし算出

年齢別で最も高かったのは、20歳未満及び30代で「商業施設周辺」、20代で「公園」、40代で「現状のままでよい」、50代で「公共施設周辺」、60代で「道路（街路樹）」、70歳以上で「新たな住宅地」と分かれています。

また、地域別で最も高かったのは、東部地域で「河川敷」、西部地域及び北部地域で「JR野々市駅周辺」、南部地域で「公共施設周辺」となっています。

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
		学校周辺（小、中、高、大学等）	道路（街路樹）	JR野々市駅周辺	公園	新たな住宅地	河川敷	商業施設周辺	公共施設周辺	現状のままでよい	その他	
単位：%		回答数										
合計		1,533	32.5	23.5	19.3	11.2	22.8	20.3	16.8	20.9	0.8	0.8
年齢	20歳未満	189	12.2	10.6	13.7	11.8	11.6	11.7	15.6	9.1	11.6	0.0
	20代	132	9.9	7.8	7.8	12.4	9.6	9.7	9.7	7.6	8.8	0.0
	30代	196	15.2	13.7	10.9	11.8	12.8	11.3	16.3	9.6	13.5	16.7
	40代	222	16.6	11.8	12.6	13.5	11.0	13.9	12.8	15.2	17.3	33.3
	50代	234	15.0	14.0	15.7	15.3	11.6	17.5	16.7	18.0	15.7	8.3
	60代	275	16.4	23.0	21.8	22.9	21.2	19.4	11.3	21.1	13.5	25.0
	70歳以上	271	14.6	19.0	17.4	12.4	22.1	16.5	17.5	19.3	19.5	16.7
家族構成	ひとり暮らし	220	11.5	13.1	15.3	13.5	13.0	15.8	14.8	15.1	15.3	0.0
	夫婦のみ	347	21.0	27.0	25.5	24.1	26.3	25.2	19.8	24.5	16.6	25.0
	二世帯同居（親と子）	787	55.2	48.7	48.3	53.5	49.7	49.0	52.5	49.5	54.8	66.7
	三世帯同居	106	8.9	7.5	5.8	7.1	6.9	6.5	9.7	7.1	7.6	8.3
	その他	57	3.4	3.6	5.1	1.8	4.0	3.5	3.1	3.8	5.7	0.0
居住地	東部地域	361	23.8	24.0	17.2	22.8	19.8	27.2	26.6	26.8	22.3	25.0
	西部地域	385	25.1	23.5	30.9	26.9	28.2	23.6	21.9	20.7	24.5	0.0
	南部地域	407	29.1	29.1	19.2	26.9	31.1	27.5	27.7	33.4	26.0	33.3
	北部地域	367	22.0	23.5	32.6	23.4	20.9	21.7	23.8	19.1	27.3	41.7
居住年数	5年未満	313	20.3	22.5	19.5	22.1	20.2	22.1	23.0	17.3	21.9	30.8
	5年以上10年未満	223	16.1	13.8	17.1	13.4	13.3	14.3	16.0	14.0	15.6	7.7
	10年以上20年未満	385	25.2	25.3	28.1	27.3	21.3	26.7	26.5	21.2	23.8	15.4
	20年以上	596	38.4	38.5	35.3	37.2	45.2	36.8	34.6	47.4	38.7	46.2

第3章 緑の課題整理と目標

3-1 緑の現況評価と課題

(1) 評価の考え方

緑の評価は、本市の緑の特性を踏まえながら、緑の主要な機能である環境保全、防災、景観及び健康・レクリエーションの4つの機能別に行いました。それぞれの機能における評価項目は「緑の基本計画ハンドブック」を参考に以下のとおり設定しました。

①環境保全

評価項目	内容
都市の骨格	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地利用状況（自然的土地利用状況） ● 河川・用水の分布
優れた自然	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域制緑地の分布状況
優れた歴史的風土	<ul style="list-style-type: none"> ● 保存樹、保存樹林、寺社の分布
快適な生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園などの分布、ネットワーク
環境負荷	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の緑化状況 ● 民有地の緑化状況 ● 大気浄化 ● 騒音など

②防災

評価項目	内容
避難地・避難路	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難地・避難路 ● 防災活動拠点
防災のための緑の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設緑化、民有地緑化 ● 農地（洪水調整など）

③景観

評価項目	内容
自然景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 田園風景
都市景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑化活動の取り組み（緑化施策） ● 維持管理活動 ● 民有地緑化 ● 地区計画
歴史文化	<ul style="list-style-type: none"> ● 歴史・文化資源 ● 歴史的街並みと調和した緑 ● 個性あふれる景観

④健康・レクリエーション

評価項目	内容
健康・スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進のための公園、広場
レクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの遊び場、休憩・散策・交流・コミュニティなど
ネットワークの確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑のネットワーク化

(2) 項目別評価

①環境保全

【都市の骨格】

項目	評価	課題
土地利用状況 (自然的 土地利用状況)	<ul style="list-style-type: none"> ●平成7年以降、市街地の拡大に伴い、田は年々減少しています。 ●緑の満足度について、「田園風景の景観の保全」に関する満足度が低くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な土地利用による自然環境の保全 ●農地の保全
河川・用水の分布	<ul style="list-style-type: none"> ●本市には、二級河川である5河川と、準用河川である3河川及び用水などがほぼ南北方向に並行して流れています。 ●アンケート結果では河川敷での緑化が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●河川・用水周辺の自然環境保全

【優れた自然】

項目	評価	課題
地域制緑地の分布状況	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画区域内の地域制緑地は、農振農用地区域を中心に指定されています。 ●緑の満足度について、「田園風景の景観の保全」に関する満足度が低くなっています。 ●東部地域では河川敷での緑化が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な土地利用による自然環境の保全 ●農地、河川緑地の保全

【優れた歴史的風土】

項目	評価	課題
保存樹、保存樹林、寺社の分布	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の指定文化財(天然記念物)のうち、緑に関して「大公孫樹」と「上林の大椎」の2箇所が指定されています。 ●本市には、民間施設緑地(寺社境内地)が35箇所分布しています。 ●その多くが社叢林を有しており、市街地の貴重な緑となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●保存樹・保存樹林の保全

【快適な生活環境】

項目	評価	課題
都市公園などの分布、ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ● 一人当たり都市公園面積は5.7㎡/人で、石川県(14.8㎡/人)や全国平均(10.5㎡/人)と比較して下回っています。 ● 公園・緑地の整備について、「既存の小規模な公園・緑地の集約化を図り、維持・管理がしやすいものへの再編」が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市公園面積の増加 ● 都市公園の適正な配置

【環境負荷】

項目	評価	課題
公共施設の緑化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市の主要な公共施設の緑被率は18.6%で、中央児童館などの緑被率が高い一方、緑被率が5%未満の公共施設も存在します。 ● 緑化すべきと感じる場所として、「学校周辺」との意見が多くなっています。 ● 緑の満足度について、「公共施設の緑化整備」に関する満足度が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑被率の少ない施設を中心とした公共施設の緑化推進
民有地の緑化状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地利用別の民有地緑化状況は、住居系地域で14.3%、住商混在地域で7.4%、商業系地域で5.0%となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 商業系地域を中心とした民有地緑化の推進
大気浄化	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、排出ガスなどの環境基準を継続して達成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の適切な配置による大気浄化
騒音など	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市は、騒音規制法に基づき生活環境を保全すべき地域に指定されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の適切な配置による騒音などの防止

②防災

【避難地・避難路】

項目	評価	課題
避難地・避難路	<ul style="list-style-type: none"> ●本市では、一時的避難場所78箇所、拠点避難所10箇所、予備避難所19箇所、自主避難所4箇所、福祉避難所5箇所を指定しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難地としての公園の適正な配置及び防災施設の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ●本市では、令和2年6月に避難所運営で必要となる新型コロナウイルス感染症対策についてとりまとめたマニュアルを作成しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染症などに対応できる避難地の確保
	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の主要な市道には街路樹が設置されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路緑化の推進による避難路の安全性確保
防災活動拠点	<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画マスタープランでは、広域防災拠点として、野々市中央公園の拡充整備が位置づけられています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●広域防災拠点としての野々市中央公園の整備拡充
	<ul style="list-style-type: none"> ●公園・緑地の機能として、「避難場所、防災拠点としての機能」が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難地としての公園の適正な配置及び防災施設の充実
	<ul style="list-style-type: none"> ●公園・緑地の整備について、「大規模で、避難場所や防災拠点としての機能を兼ね備えた緑地の整備」が求められています。 	

【防災のための緑の確保】

項目	評価	課題
公共施設緑化、 民有地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●本市の主要な市道には街路樹が設置されています。 ●本市の主要な公共施設の緑被率は18.6%で、中央児童館などの緑被率が高い一方、緑被率が5%未満の公共施設も存在します。 ●土地利用別の民有地緑化状況は、住居系地域で14.3%、住商混在地域で7.4%、商業系地域で5.0%となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路緑化、公共施設緑化、民有地緑化の推進による防火・延焼防止機能の強化
農地 (洪水調整など)	<ul style="list-style-type: none"> ●市南西部などの大規模な農地は、洪水調整機能に寄与するものと考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●農地の保全

③景観

【自然景観】

項目	評価	課題
田園風景	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の満足度について、「田園風景の景観の保全」に関する満足度が低くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 田園景観の保全

【都市景観】

項目	評価	課題
緑化活動の取り組み (緑化施策)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、公園・緑地8箇所をはじめ、道路、用水遊歩道で、アダプトプログラムによるボランティア緑化を進めています。 ● 花いっぱい運動など、市民参加による花と緑のまちづくりが進められています。 ● 緑の満足度について、「道路や公園の緑化・清掃ボランティアの推進」に関する満足度が高くなっています。 ● 緑の満足度について、「地域住民同士で緑を守り、育てるための活動」に関する満足度が低くなっています。 ● 緑化すべきと感じる場所として、「学校周辺」、「公共施設周辺」、「道路（街路樹）」との意見が多くなっています。 ● 西部地域や北部地域ではJR野々市駅周辺、南部地域では公共施設周辺での緑化が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民主体による緑化の推進 ● シンボリックな場所（公共施設など）や沿道における緑化推進
維持管理活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 緑の満足度について、「道路や公園の緑化・清掃ボランティアの推進」に関する満足度が高くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 適正な維持管理活動
民有地緑化	<ul style="list-style-type: none"> ● 本市では、「野々市市生け垣等設置事業補助金」により、市内の緑化推進と、防災対策に寄与する生け垣などの設置を促進しています。 ● 緑の満足度について、「住宅地などに緑を設置する場合の補助金の拡充」に関する満足度が低くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民有地緑化の充実 ● 民有地緑化への補助制度の充実

項目	評価	課題
民有地緑化 (続き)	● 土地利用別の民有地緑化状況は、住居系地域で14.3%、住商混在地域で7.4%、商業系地域で5.0%となっています。	● 住宅地、商業地の緑化推進
地区計画	● 本市では、周辺環境との調和や良好な市街地景観の形成を図るため、地区計画が9地区指定されています。	● 民有地緑化の推進

【歴史文化】

項目	評価	課題
歴史・文化資源	● 歴史的景観を有する場所として、御経塚遺跡公園、末松廃寺跡公園などがあります。	● 史跡公園としての歴史文化資源の保全
歴史的街並みと調和した緑	● 旧北国街道沿いの本町地区は、歴史的な町並みと緑が調和した貴重な場所であり、「北国街道にぎわい創出プロジェクト」が展開されています。	● 歴史的街並みと調和した緑の保全
個性あふれる景観	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然的景観として、田園風景やまちの花木・椿の開花、河川・用水沿いの風景などが見られます。 ● 緑豊かな街並みを形成するため、区域ごとの市道沿道に多様な樹木を植栽しています。 ● 緑の満足度について、「田園風景の景観の保全」に関する不満度が高くなっています。 ● 東部地域では河川敷での緑化が求められています。 ● 「花と緑ののいち 椿まつり」が継続して開催されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 季節感あふれる公園の整備 ● 緑豊かなうるおいある景観の創出 ● 田園景観の保全 ● 水と緑が調和した河川・用水景観の保全

④健康・レクリエーション

【健康・スポーツ】

項目	評価	課題
健康増進のための公園、広場	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・緑地の機能として、「ジョギングや散歩が楽しめる場としての機能」が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツ・レクリエーションの場としての野々市中央公園の機能拡充 ● スポーツ・レクリエーション施設の充実

【レクリエーション】

項目	評価	課題
子どもの遊び場、休憩・散策・交流・コミュニティなど	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・緑地の機能として、「ジョギングや散歩が楽しめる場としての機能」、「子どもや高齢者が集う地域の憩いの場としての機能」が求められています。 ● 公園・緑地の整備について、「中距離にあり、遊具などの機能が複数ある公園の整備」が求められています。 ● 若い世代や二世帯・三世帯同居の家族では、遊具が充実した公園が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの遊び場、高齢者などが憩える場の充実 ● 家族連れで遊びに行く公園の充実 ● 遊具などの公園施設の充実 ● 散策路の充実

【ネットワークの確保】

項目	評価	課題
緑のネットワーク化	<ul style="list-style-type: none"> ● 木呂場川、林口川などの河川沿いは緑道となっているほか、幹線道路沿いは街路樹が設置されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 水と緑のネットワークの形成

3-2 緑の課題整理と目標

都市計画マスタープランで整理された「都市づくりの課題」、前述の整理に基づく「緑のまちづくりの課題」を踏まえ、「課題の解決に向けた緑の方針」、「計画の基本方針への反映」を整理します。



第4章 計画の基本理念（将来都市像）

4-1 将来都市像

本市の緑の現況、緑に対する多様な役割や様々な市民ニーズ、緑の評価と課題や都市計画マスタープランにおける将来都市像などを踏まえ、本市の緑の基本計画の基本理念を設定します。

都市計画マスタープランにおいては、コンパクトな都市構造を活かし、効率的で快適な都市づくりを目指し、災害に強い強靱なまちづくりや野々市らしい魅力のあるまちづくりを推進しています。

そのため、より質の高いまちづくりを行うためには、緑の持つ憩いやうるおいを感じる快適な環境の創出や、美しい景観の形成などによる緑の充足を図ることで、緑の満足度を向上させることが重要であると考えます。また、地球温暖化対策や生物多様性の観点からの自然環境の保全や、安全・安心な生活環境を創出するため、災害時の避難場所の確保などの防災面においても、緑が有する多面的な機能を活用する必要があると考えます。

さらに、近年では、緑などの自然が有する多面的な機能を活用して地域の課題を解決する「グリーンインフラ」をはじめ、温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすることを目指した「カーボンニュートラル」や温室効果ガスを排出する化石燃料などを再生可能エネルギーなどに転換する「GX（グリーントランスフォーメーション）」の実現に向けた取り組みも重要視されています。

このようなことから、野々市市緑の基本計画では、緑の持つ多様な役割を有効に活用し、市民一人一人が身近に存在する緑ある環境の重要性を再認識しながら、緑を育み、緑の豊かさを実感できるようなまちづくりを図るとともに、誰もがあこがれ、住みたくなる、持続可能な緑のまちづくりを進めます。

【将来都市像】

**市民協働による 緑豊かで 未来に続く 快適なまちづくり
～誰もがあこがれ、誰もが住みたくなる“ののいち”を目指して～**

【野々市市都市計画マスタープランの将来都市像】

『 みんなで創り 未来に続く 快適都市 ののいち 』

4-2 基本目標

緑の将来都市像の実現のため、以下の基本目標を設定します。

①未来へ引き継ぐ “みどり” (緑の保全と継承)

今後のコンパクトな都市構造における、景観としての緑の保全のみでなく、多面的な機能を有する緑としての保全を行うとともに、生物多様性の観点から、生態系や地球温暖化などに配慮した自然環境の保全を図ります。



②憩いとうるおいを感じられる “みどり” (緑の拠点とネットワーク創出)

拠点となる緑の創出や適正な緑の配置により、憩いとうるおいを身近に感じることができるようなまちづくりを進めます。



③安全・安心な暮らしをささえる “みどり” (災害への備え)

災害時の避難場所や大雨時の貯水池などのグリーンインフラとしての機能を兼ね備え、防災機能を高めることにより、安全・安心なまちづくりを進めます。



④個性と魅力あふれる “みどり” (花と緑によるまちづくり)

まちづくりの将来像に対応した公園整備・リニューアルを進めるとともに、緑を活用した個性と魅力あふれるまちづくりを進めます。



⑤市民協働による “みどり” (緑化活動の推進)

市民・企業・行政の連携による、市民協働の緑化活動を推進するとともに、オープンスペースとしてのさらなる利活用を推進します。



【緑の将来像】

●拠点となる緑

本市の中心的な公園である野々市中央公園は、多様な市民の憩い・集いの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として、本市の中心的な役割を担っていることから、緑の拠点として位置づけます。

また、つばきの郷公園、押野中央公園、あらみや公園、野々市南部公園、学びの杜ののいちカレード（市立図書館）憩いの広場についても緑の拠点として位置づけ、市民の身近な憩いと安らぎの空間としての機能充実に努めるとともに、適切な維持管理などによる安全な利用環境の維持を図るほか、つばきの郷公園については防災拠点としての役割も担います。

●環状緑地軸

木呂川緑道、林口川緑道などと街路樹がある幹線道路を結び、市街地を周回する「環状緑地軸」として位置づけます。

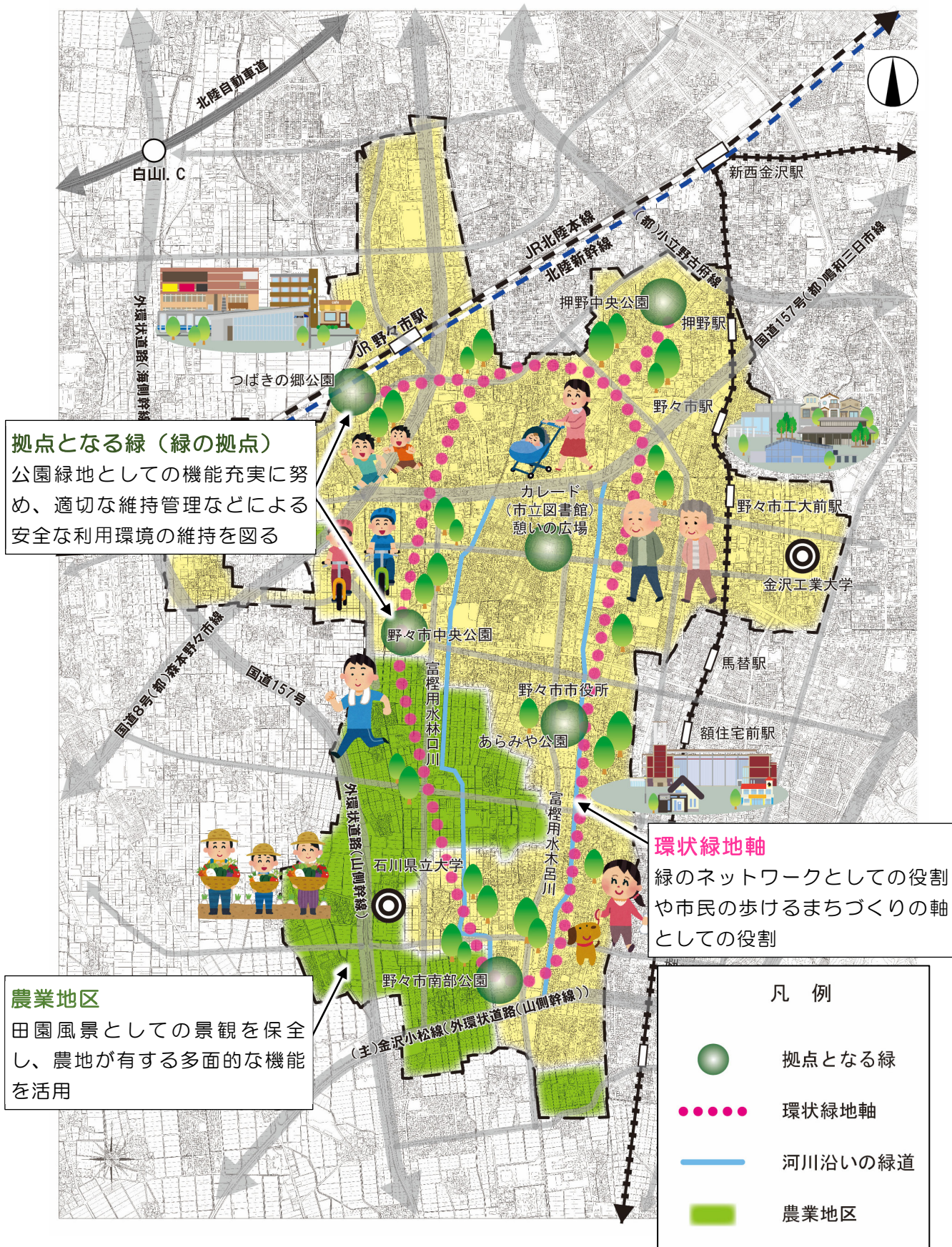
環状緑地軸については、中心市街地をはじめ、拠点となる緑（近隣公園、地区公園、総合公園、広場）を連絡する経路となることから、それらの拠点を緑でネットワークし、市民が歩いて暮らせるまちづくりの軸とします。

●農業地区

主として西南部地域の市街化調整区域を「農業地区」として位置づけます。

農業地区については、農業の振興を図るとともに、地球温暖化や生物多様性など自然環境の保全、保水・浸透機能を有するグリーンインフラとしての防災対策、市街地と調和した良好な景観形成など多面的機能を有する都市の緑として、適切な保全や活用を推進します。

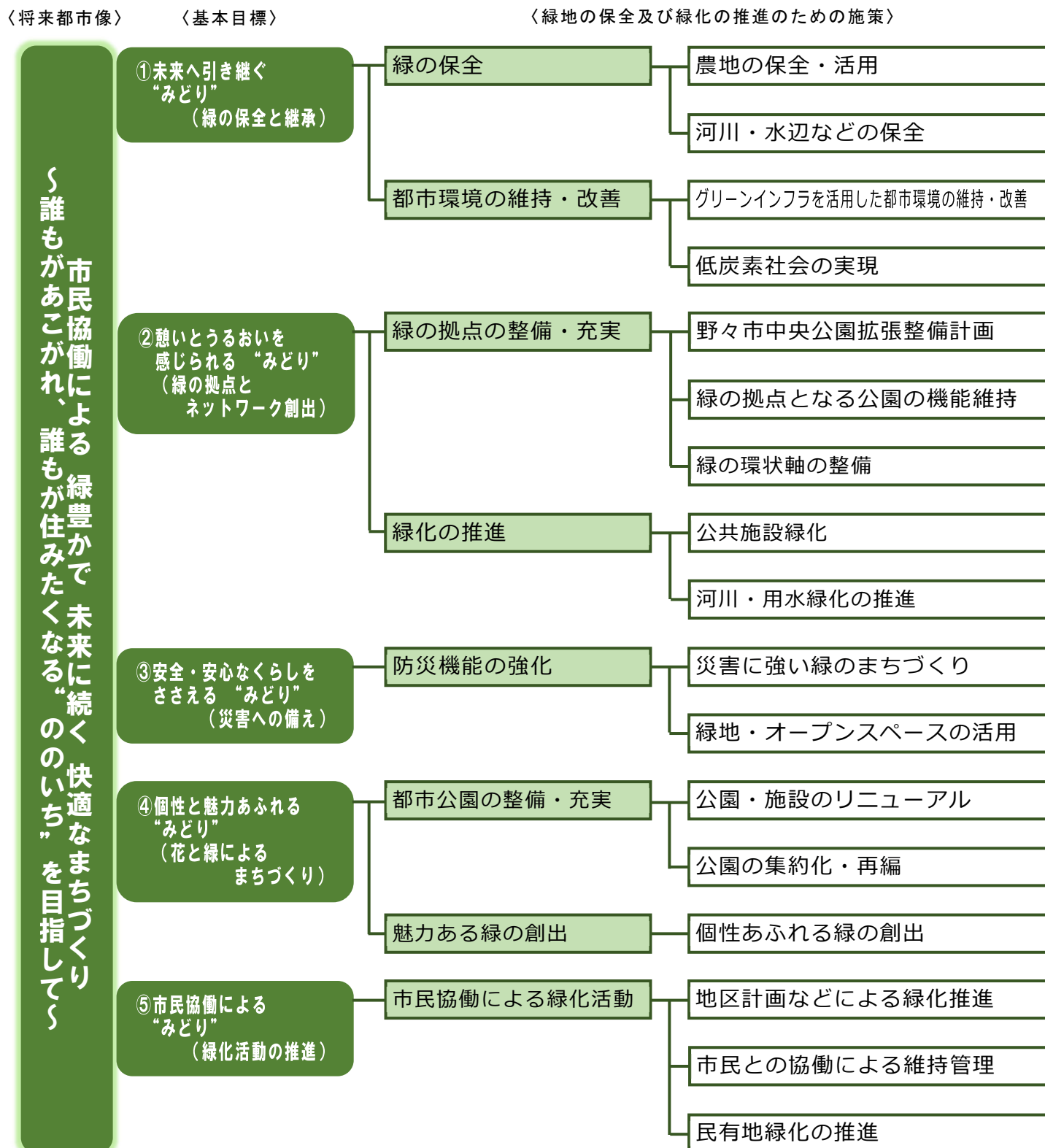
【緑の将来像図】



第5章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策（施策及び目標）

緑の将来都市像、基本目標を踏まえ、緑地の保全及び緑化の推進のための施策を設定します。

【緑地の保全及び緑化の推進のための施策図】



5-1 未来へ引き継ぐ“みどり”

(緑の保全と継承)

今後のコンパクトな都市構造における、景観としての緑の保全のみでなく、多面的な機能を有する緑としての保全を行うとともに、生物多様性の観点から、生態系や地球温暖化対策などに配慮した自然環境の保全を図ります。

～関連するSDGsアイコン～



①緑の保全

●農地の保全・活用

市南西部の農地については、本市に残された優良農地であると同時に、地下水涵養や生物多様性など自然環境保全の観点、そして本市の原風景である田園風景を保存する観点から、将来にわたり保全します。

また、市街化区域内に点在する農地については、農産物を供給する機能や防災の機能、良好な景観形成の機能など多面的な機能を有する都市の緑として、適切な保全や活用に努めるとともに、市民農園や学校などと連携した農業体験ができる場としての活用を図るなど、都市農業の振興を図ります。



市南西部の農地



市民農園としての活用
(参考：J A)

●河川・水辺などの保全

木呂川緑道、林口川緑道など、水と緑が調和した良好な河川・水辺の環境を保全し、水と緑のネットワークを形成するとともに、生物多様性の観点から、水生生物が生息できる環境に配慮した河川整備に努めます。

また、巨樹や古木などの地域の貴重な緑である保存樹、保存林について、保全を図ります。

②都市環境の維持・改善

●グリーンインフラを活用した都市環境の維持・改善

高温化対策や大気汚染、騒音などといった都市の課題に対して、樹木による陰影の提供や緩衝帯の設置など、緑が有する機能を活用し、都市環境の維持・改善を図ります。

●低炭素社会の実現

低炭素社会の実現を目指し、CO₂ 排出量の削減に向けた都市内緑地や農地の保全、低炭素社会の実現に寄与する樹種の選定・植樹などによる緑化の推進に努めます。

さらには、緑の保全を推進することにより、「カーボンニュートラル」や「GX（グリーントランスフォーメーション）」など、脱炭素化の実現に向けた取り組みを推進します。

5-2 憩いとうるおいを感じられる“みどり”

（緑の拠点とネットワーク創出）

拠点となる緑の創出や適正な緑の配置により、憩いとうるおいを身近に感じることができるようなまちづくりを進めます。

～関連するSDGsアイコン～



①緑の拠点の整備・充実

●野々市中央公園拡張整備計画

野々市中央公園は、規模拡張によりスポーツ施設機能などを拡充し、市民の健康や交流、スポーツ・レクリエーション、広域防災拠点としての整備を推進します。

整備にあたっては、グリーンインフラを活用した都市の課題の解決を図るほか、民間の資金やノウハウを活用したPFIなどの官民連携について検討を行い、きめ細やかな行政サービスの提供を目指します。



野々市中央公園



規模拡張地の風景

●緑の拠点となる公園の機能維持

つばきの郷公園、押野中央公園などの緑の拠点となる公園については、市民の身近な憩いと安らぎの空間としての機能充実に努めるとともに、適切な維持管理などによる安全な利用環境の維持を図ります。

●緑の環状軸の整備

野々市中央公園、つばきの郷公園、押野中央公園などの拠点となる公園や、木呂川、林口川沿いの緑道（歩行者専用道路）、市内幹線道路の緑化により、市街地を環状につなぐ環状緑地軸の整備を進め、都市に憩いとうるおいを生み出す水と緑のネットワークの形成と市民が歩いて暮らせるまちづくりを推進します。



木呂川沿いの緑道
（歩行者専用道路）



幹線道路の緑

②緑化の推進

●公共施設緑化

公民館や学校などの公共施設については、道路沿いを中心に、緑の創出を図ります。また、開発などに伴って設置される雨水調整池は、緑地との一体的な活用を検討します。



野々市市中央児童館前の
芝生広場



雨水調整池を緑地として利用
（粟田6号緑地）

●河川・用水緑化の推進

河川や用水の河川敷などについては、河川敷の並木整備などにより、緑豊かな水環境の創出を図ります。また、多自然川づくりによる、河川生態系に配慮した緑化に努めます。



馬場川沿いの緑



多自然川づくり（十人川）

5-3 安全・安心なくらしをささえる“みどり”

(災害への備え)

災害時の避難場所や大雨時の貯水池などのグリーンインフラとしての機能を兼ね備え、防災機能を高めることにより、安全・安心なまちづくりを進めます。

～関連するSDGsアイコン～



①防災機能の強化

●災害に強い緑のまちづくり

震災などの大規模災害時にブロック塀の転倒防止や延焼防止などを図るため、緊急輸送道路を中心とした幹線道路や歩道沿いに延焼防止機能を有する街路樹の植栽などを進めるとともに、河川・用水沿いについても、植栽による転倒防止などの対策を推進します。

また、民有地などにおいても、ブロック塀の転倒防止、延焼防止に効果のある生け垣を推進するなど、防災に強い緑のまちづくりに努めます。

このほか、近年、気候変動に伴い頻発化・激甚化する水災害に備え、保水・浸透機能を有する農地や都市内緑地の保全・創出などによるグリーンインフラを活用した浸水対策を検討します。

●緑地・オープンスペースの活用

頻発化・激甚化する様々な災害に対応し、防災機能を強化した安全・安心な避難地の充実及び多様化を図るため、一時避難場所に指定される各種公園のほか、緑地などのオープンスペースについても避難場所や豪雪時における雪捨て場など、災害時に利活用できるよう検討を進めます。

5-4 個性と魅力あふれる“みどり”

(花と緑によるまちづくり)

まちづくりの将来像に対応した公園整備・リニューアルを進めるとともに、緑を活用した個性と魅力あふれるまちづくりを進めます。

～関連するSDGsアイコン～



①都市公園の整備・充実

●公園・施設のリニューアル

公園の老朽化、利用度の低下などに伴い、時代のニーズに応じた新しい公園としてリニューアルを進めます。

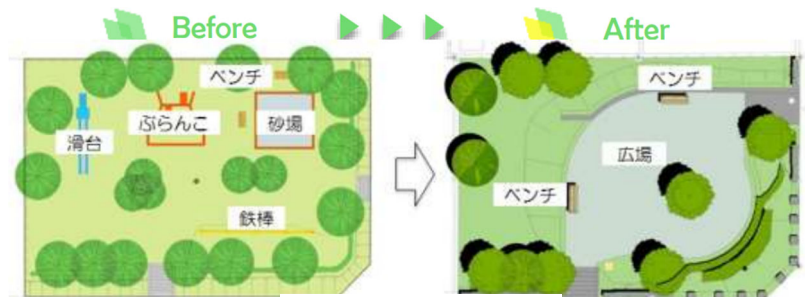
また、公園の安全確保や長寿命化計画への取り組みによる公園の適正な維持管理を行い、多くの市民に利用される公園づくりに努めます。



更新した遊具
(本町北公園)

●公園の集約化・再編

市民の憩いや交流の場となる公園については、各地区の特性や安全・安心な施設利用に配慮するため、新たな住宅地の形成や少子高齢化などに伴う地区別人口増減、市民ニーズ、公園施設の老朽化などを踏まえ、必要に応じて集約化・再編を検討します。



公園の再編イメージ

②魅力ある緑の創出

●個性あふれる緑の創出

本市の歴史・文化・自然などを背景に、市民の多様なニーズを反映し、花で彩られた華やかな公園、市の花木「つばき」を中心とした公園など、魅力と個性あふれる公園緑地の整備を進め、市民が四季を感じることができるよう、市民に親しまれる公園づくりに努めます。

野々市中央公園は、令和2年に本州初となる「国際優秀つばき園」の認定を受けており、公園内には椿の観賞施設である「ののいち椿館」や多種多様な椿を観賞でき、霊峰白山を眺望できる「椿山」があります。これらは適正な管理を行うだけでなく、“椿の名所”として市の魅力を発信するための活用を図ります。

また、末松廃寺跡公園については、本市の歴史と密接に関係する貴重な歴史的資源であることから、再整備などを行いながら後世に継承するとともに、身近に歴史を学ぶことができる場として活用を図ります。



ののいち 椿館



椿山



「つばき」を中心とした公園
(野々市中央公園)



歴史を感じることのできる緑
(末松廃寺跡公園)

5-5 市民協働による“みどり”

（緑化活動の推進）

市民・企業・行政の連携による、市民協働の緑化活動を推進するとともに、オープンスペースとしてのさらなる利活用を推進します。

～関連するSDGsアイコン～



①市民協働による緑化活動

●地区計画などによる緑化推進

土地区画整理事業区域をはじめとする住宅開発地区を中心に、地区計画などの締結を進め、前庭緑化や生け垣などによる緑化推進に努めます。

また、道路や公園などの市民に身近な公共空間については、市民協働による緑化活動を推進するとともに、市民、企業・団体などへの支援と連携により、公民連携による緑豊かなまちづくりを推進します。



緑化が進められている
住宅地
(末松ガーデンアイル)



前庭緑化が
進められている地区
(本町スクエアガーデン)

●市民との協働による維持管理

市民の緑に対する美化意識の向上を図るとともに、公園、街路樹などについては、町内会に維持管理を委託するなど、行政と市民の協働による緑の維持管理を検討します。

●民有地緑化の推進

地区計画や緑地協定の締結などにより、前庭緑化や生け垣、グリーンカーテンなどの設置、駐車場の緑化など、民有地の緑化を推進します。



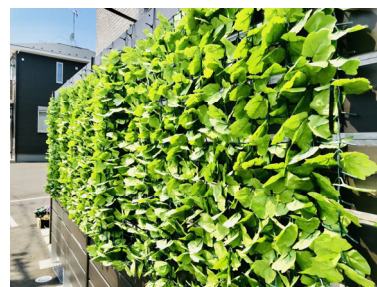
前庭緑化事例（住宅地）



前庭緑化事例
（商業施設）



生け垣による緑化事例



グリーンカーテンによる緑化事例

5-6 計画の目標水準

(1) 計画フレームの設定

①対象区域

本市全域（都市計画区域）を対象とします。

②計画期間

野々市市都市計画マスタープランとの整合性を図り、目標年次を令和24年度（2042年度）とします。

③計画フレームの設定

本市の現況及び将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所推計）をもとに、以下のように設定します。

【旧計画（平成27年策定）】

計画フレーム	平成26年（2014年）	平成37年（2025年） （見直し計画）
市街化区域人口	52,073人※1	55,500人※3
都市計画区域人口	55,425人※2	57,200人※4
市街化区域面積	950ha	1,050ha※5
都市計画区域面積	1,356ha	1,356ha

※1 市街化区域人口は推計（平成22年国勢調査数値を按分）

※2 石川県の人口と世帯（平成26年4月1日現在）

※3 現在の市街化調整区域人口を元に推計

※4 国立社会保障・人口問題研究所推計値（2025年）

※5 平成37年の市街化区域面積は、都市計画マスタープランの土地利用方針図からの推計



【見直し計画（令和4年度策定）】

計画フレーム	令和2年度（2020年度）	令和24年度（2042年度） （見直し計画）
市街化区域人口	54,688人	58,000人
都市計画区域人口	57,238人	61,000人
市街化区域面積	1,046ha	1,046ha
都市計画区域面積	1,356ha	1,356ha

(2) 緑の保全・創出に関する目標

① 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

目標：都市計画区域の都市公園面積を $6.8 \text{ m}^2/\text{人}$ 以上確保
 ：都市計画区域の都市公園等面積※を $17.5 \text{ m}^2/\text{人}$ 以上確保
 （令和 24 年度）

※都市公園等面積：都市公園と公共施設緑地の合計

目標年次（令和 24 年度）における一人当たり都市公園整備面積は、将来的には、野々市市都市公園条例で定められた、 $10 \text{ m}^2/\text{人}$ 以上を目標にしていますが、今回の計画期間（目標年次）においては、野々市中央公園の規模拡張や、土地区画整理事業などによる新規公園整備により、都市計画区域内の都市公園面積を概ね $6.8 \text{ m}^2/\text{人}$ 以上確保することを目標とします。

また、都市公園に準ずる緑地等を加えた一人当たり都市公園等整備面積は、公共施設緑化や市営墓地の整備などを進めることにより、都市計画区域内の都市公園等面積を概ね $17.5 \text{ m}^2/\text{人}$ 以上確保することを目標とします。

現状（令和 2 年度）
都市公園面積 $5.7 \text{ m}^2/\text{人}$



将来（令和 24 年度）
都市公園面積 $6.8 \text{ m}^2/\text{人}$ 以上

現状（令和 2 年度）
都市公園等面積 $16.9 \text{ m}^2/\text{人}$



将来（令和 24 年度）
都市公園等面積 $17.5 \text{ m}^2/\text{人}$ 以上

② 緑地の確保すべき目標水準

目標：市街化区域の緑地確保水準を概ね 9.1% 以上確保
 （令和 24 年度）

市街化区域の都市公園などの整備・確保に努めるとともに、道路緑化や民有地緑化の推進により、市街化区域の緑地率を概ね 9.1% 以上確保することを目標とします。

現状（令和 2 年度）
緑地率 8.1%



将来（令和 24 年度）
緑地率概ね 9.1% 以上

ただし、今回の計画年次以降においては、本市においても人口が減少していくと予測されることから、一人当たり面積のみでなく『公園緑地の総量面積』『一定のエリアや誘致距離も考慮した公園緑地面積』などにも着目し、集約型都市の実現に向けた戦略的な公園緑地の整備が必要です。

③緑の満足度に関する目標

目標：緑の満足度の向上を現況以上
(令和 24 年度)

アンケート結果から得られた緑の満足度について、多くの項目において「普通」と回答された方が最も多く、平均で 3.1～3.4 点（5 点満点中）という結果でした。

不満である（「不満」と「やや不満」の合計）が高い項目もあり、重点的な取り組みや新たな施策の展開が必要です。

緑の将来像の実現に向けては、総合的な指標となる「緑の満足度」の向上が必要であることから、満足度の平均点を現況以上とすることを目標とします。

④公園内行為使用件数(イベント利用など)に関する目標

目標：公園内行為使用件数(イベント利用など)を 10 件以上/年
(令和 24 年度)

近年、コロナ禍におけるオープンスペースの利活用として、公園緑地の利活用に着目されています。

この取り組みとして、公園内でのケータリングカーによる販売などのイベントの場としての利用により、地域のにぎわい創出や公園の PR にも繋がると考えられます。

以上のことから、さらなるイベントなどにおける公園利用の促進を図る必要があり、公園内行為使用件数を 10 件/年以上とすることを目標とします。

5-7 都市公園等の整備・配置方針等

(1) 都市公園

① 住区基幹公園

A. 街区公園・都市緑地

本市の街区公園は、土地区画整理事業区域を中心に、街区公園などの公園・緑地が計画的に配置されていますが、本町地区などの旧市街地については、住宅などが密集しており公園整備が低い状況となっています。

このような状況を踏まえ、市民の日常生活に密着した街区公園などについては、新たな住宅地整備や地区のまちづくりなどにあわせて、配置のバランスを考慮し計画的な整備を進めるとともに、新規市街地と旧市街地においては、以下の方針による街区公園・都市緑地の整備に努めます。

a) 新規市街地

長池地区の新規市街地の街区公園については、土地区画整理事業による公園の整備を行います。

b) 旧市街地

本町地区における旧市街地については、住宅などが密集しており公園の整備が低い状況にあるため、空地などを活用したまちかど緑地（ポケットパーク）の整備などを進めることで、うるおいのある空間の創出に努めます。また、低未利用地の活用を検討します。

B. 近隣公園

近隣公園である押野中央公園、野々市南部公園、あらみや公園については、緑の拠点並びに市民のレクリエーションや憩いの場として、機能充実に図ります。

C. 地区公園

地区公園については、つばきの郷公園を、本市の拠点的公園として活用を図ります。

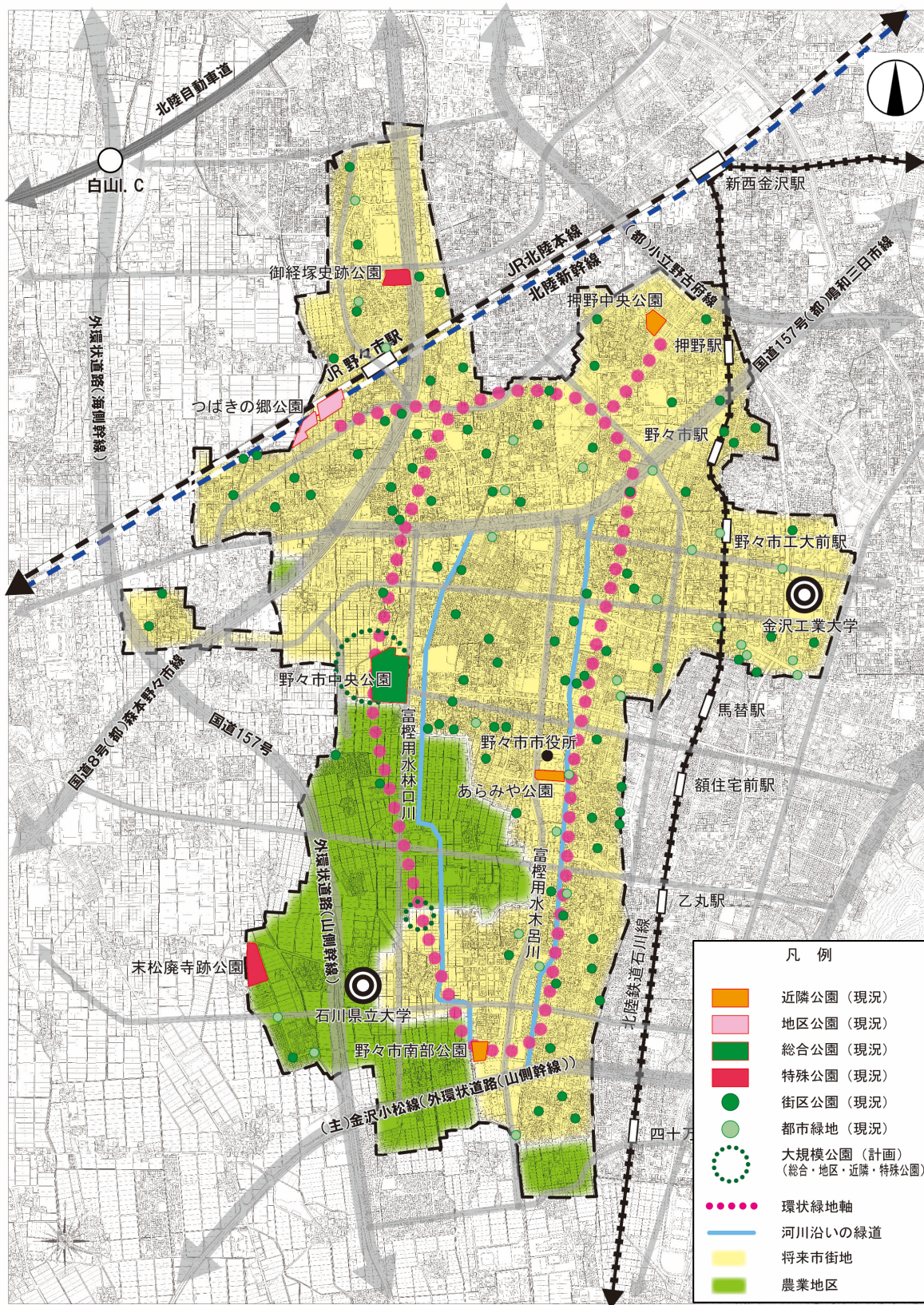
②総合公園

野々市中央公園については、現在の約2倍の規模に拡張し、スポーツ施設機能の拡充を図るとともに、防災拠点としての機能強化、人と自然が共生する公園、既存施設の改善・改修などを柱としたリニューアルを行います。

③特殊公園

歴史公園である御経塚史跡公園、末松廃寺跡公園については、再整備などを行いながら後世に継承するとともに、身近に歴史を学ぶことができる場として活用を図ります。

【都市公園等配置計画図】



5-8 都市公園の管理の方針

都市公園については、市民などが快適で安全・安心に利用できるよう適切に管理していくことが必要であるため、以下の方針に基づき管理を行っていきます。

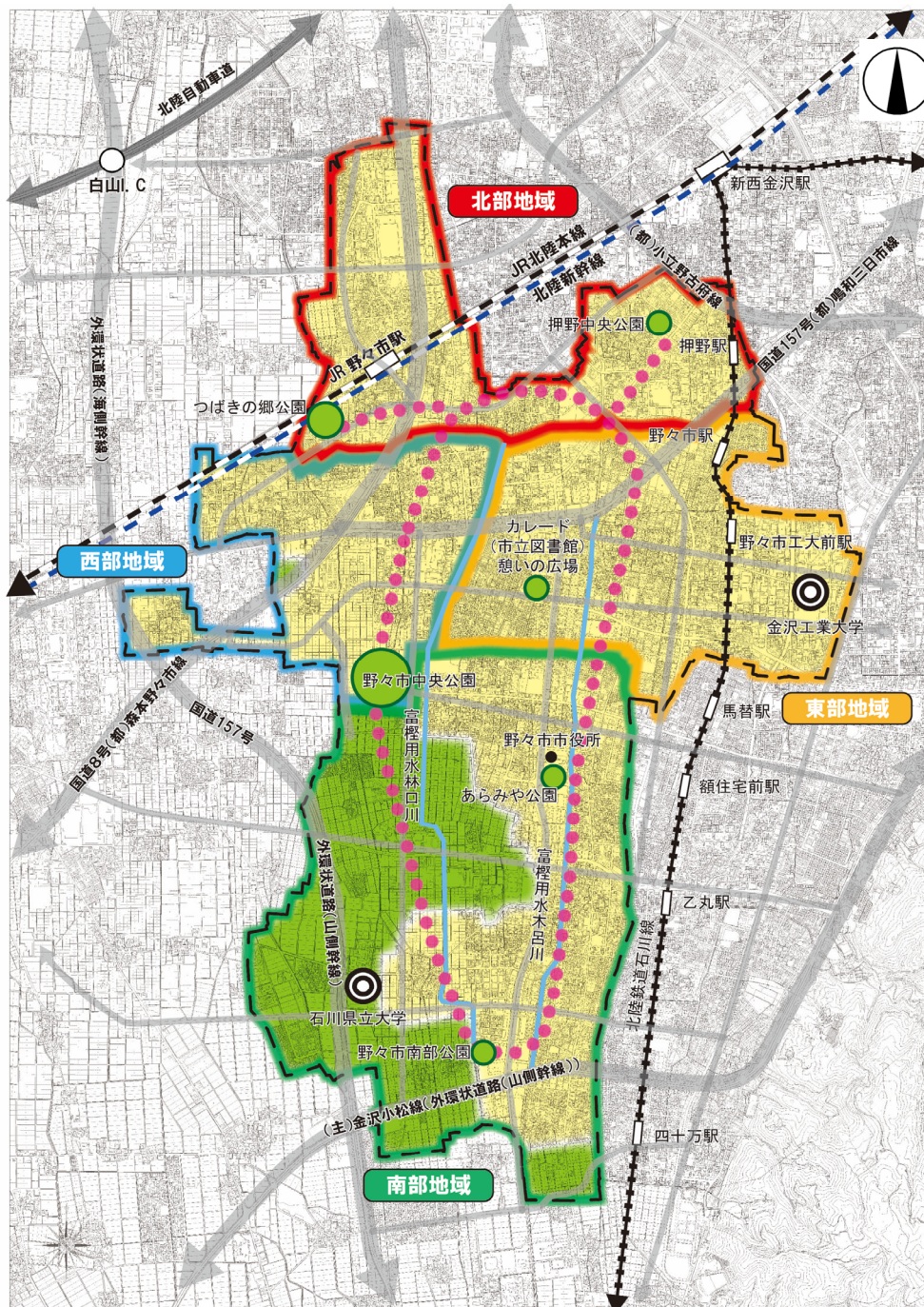
- 「野々市市公共施設等総合管理計画」などを踏まえ、都市公園の計画的な維持管理による機能保全と長寿命化を推進します。
- 都市公園の種類・機能、構造、利用状況などを踏まえ、適切な時期に巡視を行い、清掃や除草などの都市公園の機能を維持するために必要な措置を講じます。
- 公園施設（遊具など）の点検は、適切な時期及び方法によって行うものとし、公園利用者の安全性に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに必要な措置を講じます。
- 今後もアダプトプログラム（里親制度）の活用により、行政と市民の連携による都市公園の清掃・維持管理活動を推進するとともに、町内会や市民活動団体との連携を強化しながら、官民連携による持続的な公園の管理方法・体制を検討していきます。
- また、公園や街路樹の維持管理について、町内会に委託するなど、市民協働による維持管理を検討します。
- Park-PFI 制度を活用した公民連携により、公園整備と連動した適切な公園管理を推進します。

第6章 緑に関する施策の方針（地域別方針）

6-1 地域区分

地域区分については、地域の特性をはじめ、市全体の中での各地域の位置づけ及び一定のエリア的まとまりなどを考慮し、以下の4つの地域に区分します。

【地域区分図】



6-2 北部地域

(1) 地域の特性

北部地域は本市の北部に位置し、JR 野々市駅及び北陸石川線押野駅を有する本市の玄関口としての役割を担っています。北部地域は、大半が土地区画整理事業により整備された地域で、街区公園などの公園・緑地が計画的に配置されています。

また、地域内には、つばきの郷公園（地区公園）、押野中央公園（近隣公園）、御経塚史跡公園（特殊公園）が整備されています。

地域北端部の国道8号沿道においては、大規模商業施設撤退後新たな大規模商業施設の立地が進められているほか、飲食、物販などの商業施設や運輸、自動車サービス施設などが立地しています。

(2) 地域の施策の方針

- ① イベントの場としての利用によるにぎわい創出やまちづくりの活性化
（つばきの郷公園・押野中央公園）

つばきの郷公園及び押野中央公園については、防災・交流機能の強化により、拠点性を高めるとともに、地域の憩い・安らぎの場であり、また、地域のにぎわい創出やまちづくりの活性化を目指した交流促進の場として、イベントなどによる公園の利用促進と適切な維持管理を図ります。

- ② 調整池の二次利用における、適正な緑地の管理・保全（二日市3号緑地ほか）

北西部土地区画整理事業に伴い整備された調整池については、二次利用における、適正な緑地として管理・保全を図ります。

- ③ 再整備などによる後世への継承、身近に歴史を学ぶ場としての活用（御経塚史跡公園）

御経塚史跡公園については、郷土の歴史を理解する上で欠かせない場所であるため、再整備などを推進することにより、後世への継承、身近に歴史を学ぶ場として活用を図ります。

- ④ 土地区画整理事業における適正な公園・緑地の配置（長池地区）

長池地区では、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の検討とあわせ、公園・緑地を適正に配置します。

【地域の施策方針図（北部地域）】



6-3 東部地域

(1) 地域の特徴

東部地域の本町地区は、市の中心部として古くから発展し、旧北国街道の街並みがみられるほか、商店舗、住宅、事業所などが混在した昔ながらのまちの雰囲気漂う地域であり、住宅などが密集しているため、街区公園や近隣公園などの整備が進んでいない状況となっています。

また、金沢工業大学や文化会館（フォルテ）、学びの杜ののいちカレード（市立図書館）などの教育・文化施設が集積しており、市民の学習・文化活動の拠点となっているとともに、国道157号や都市計画道路など幹線道路沿道において、飲食、物販などの商業施設の立地が目立っています。

(2) 地域の施策の方針

① イベントの場としての利用によるにぎわい創出やまちづくりの活性化

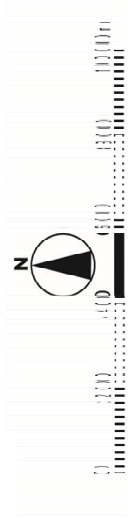
（学びの杜ののいちカレード）

学びの杜ののいちカレード（市立図書館）憩いの広場については、防災・交流機能の強化により、拠点性を高めるとともに、地域の憩い・安らぎの場であり、また、地域のにぎわい創出やまちづくりの活性化を目指した交流促進の場として、イベントなどによる公園の利用促進と適切な維持管理を図ります。

② 歩けるまちづくりの実現に向けた、緑化推進や歴史的建築物などを活用した景観形成

旧北国街道沿いには、歴史的建造物や屋敷林が多く残されており、これら地域資源を保全・活用するとともに、前庭緑化や生け垣、グリーンカーテンなど民有地の緑化を推進し、良好な沿道景観の形成と歩けるまちづくりの実現を目指します。

【地域の施策方針図（東部地域）】



6-4 西部地域

(1) 地域の特性

西部地域は本市の西部に位置し、国道8号、157号が通過する広域交通の要衝です。

近年、北西部地区、柳町地区において土地区画整理事業が完了し、西部中央地区において同事業が実施中です。地域南部には野々市中央公園（総合公園）が整備されており、スポーツ・レクリエーションの場として多くの市民に活用されています。

(2) 地域の施策の方針

① イベントの場としての利用によるにぎわい創出やまちづくりの活性化

（野々市中央公園）

野々市中央公園については、地域のにぎわい創出やまちづくりの活性化を目指した交流促進の場として、イベントなどによる公園の利用促進と適切な維持管理を図ります。

② 野々市中央公園拡張整備による、緑の拠点の整備・充実（野々市中央公園）

野々市中央公園については、拡張整備により、市民の健康や交流、スポーツ・レクリエーション、広域的な防災拠点としての機能強化を進め、緑の拠点としての整備・充実を図ります。また、野々市中央公園に隣接する堀内地区において墓地公園の整備を図ります。

③ グリーンインフラを活用した都市の課題の解決（野々市中央公園）

野々市中央公園の拡張整備にあたっては、積極的・戦略的に緑や水を活かしながら都市空間を形成するグリーンインフラを導入することにより、都市の課題の解決を図ります。

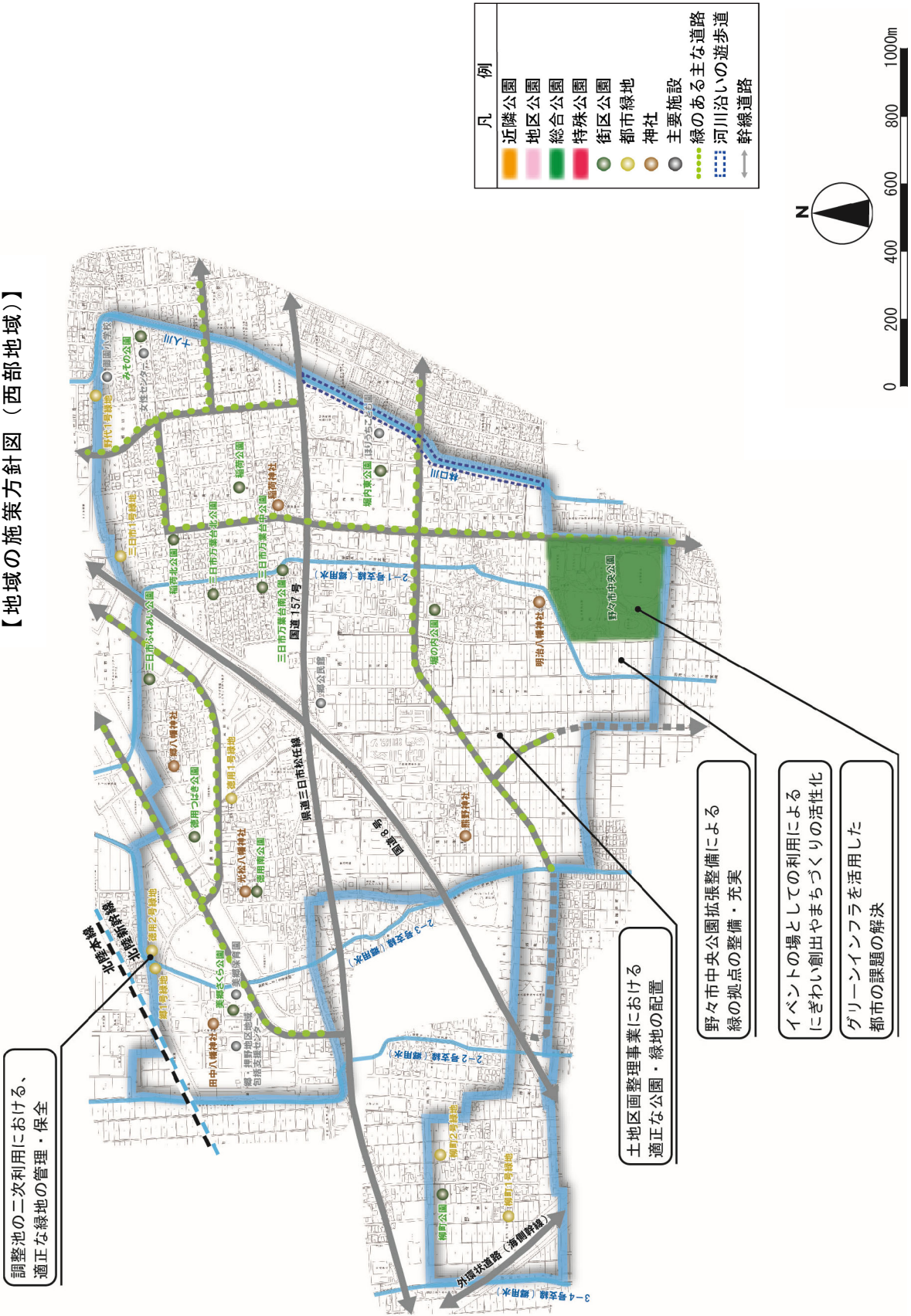
④ 調整池の二次利用における、適正な緑地の管理・保全（徳用2号緑地ほか）

北西部土地区画整理事業に伴い整備された調整池については、二次利用における、適正な緑地として管理・保全を図ります。

⑤ 土地区画整理事業における適正な公園・緑地の配置（西部中央地区）

西部中央地区では、土地区画整理事業による計画的な市街地整備とあわせ、公園・緑地を適正に配置します。

【地域の施策方針図（西部地域）】



6-5 南部地域

(1) 地域の特性

南部地域は、市域の南半分を占める地域です。市役所が立地する地域東側は市街化区域となっており、大半が土地区画整理事業により整備された地域で、街区公園・近隣公園などが計画的に配置されています。一方、石川県立大学が立地する地域西側及び南端部は市街化調整区域となっており、緑豊かな農地及び集落が点在しています。

地域内には、市役所に隣接するあらみや公園（近隣公園）のほか、野々市南部公園（近隣公園）、末松廃寺跡公園（特殊公園）などの都市公園が立地しています。

(2) 地域の施策の方針

①農地の保全・活用

市街化調整区域の農地については、本市に残された優良農地であると同時に、地下水涵養や生物多様性など自然環境保全の観点、そして本市の原風景である田園風景を保存する観点から、将来にわたり保全します。

②イベントの場としての利用によるにぎわい創出やまちづくりの活性化（あらみや公園）

あらみや公園については、防災・交流機能の強化により、拠点性を高めるとともに、地域の憩い・安らぎの場であり、また、地域のにぎわい創出やまちづくりの活性化を目指した交流促進の場として、イベントなどによる公園の利用促進と適切な維持管理を図ります。

③調整池の二次利用における、適正な緑地の管理・保全（粟田6号緑地）

中林地区の土地区画整理事業に伴い整備される調整池については、二次利用における、適正な緑地として管理・保全を図ります。

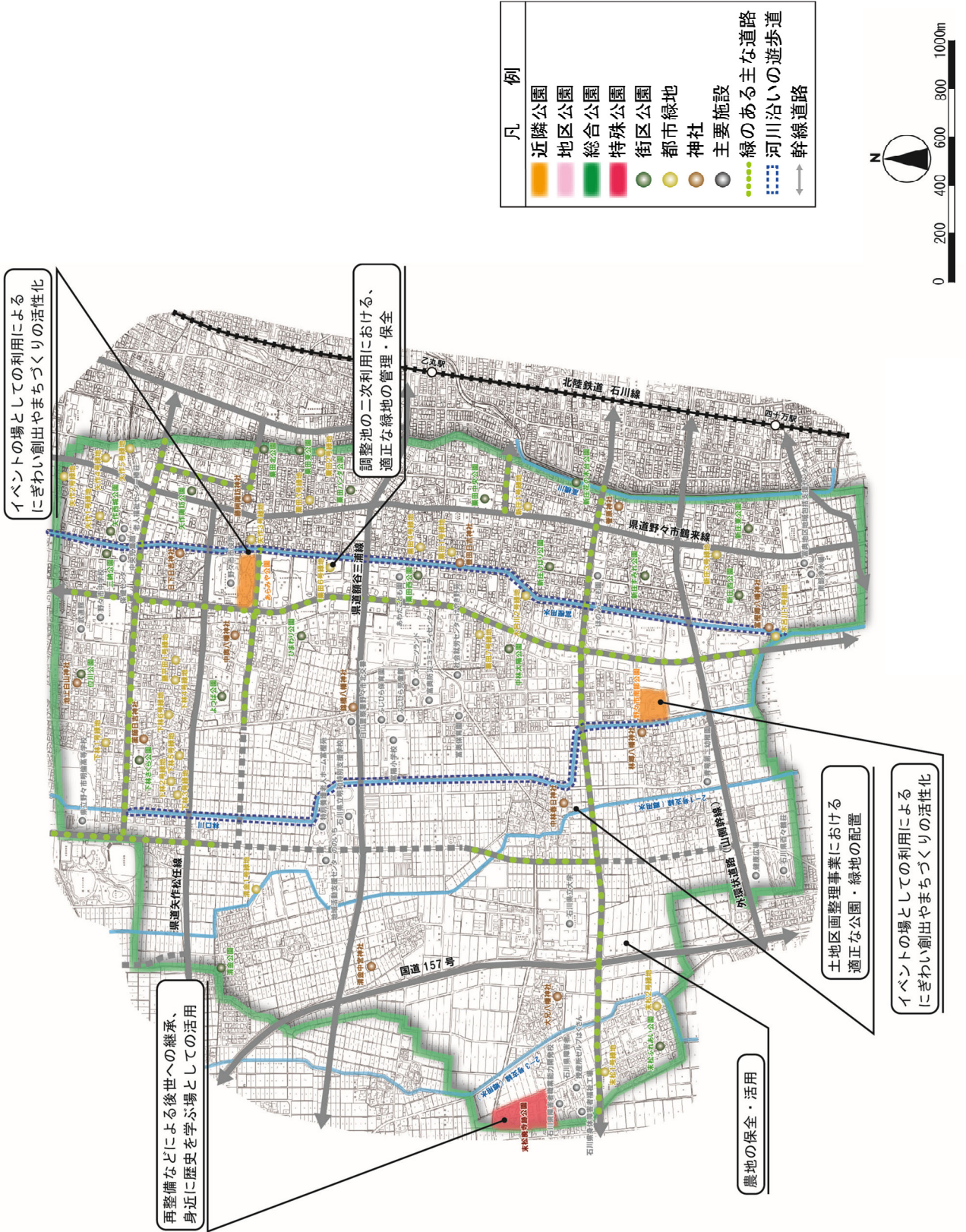
④再整備などによる後世への継承、身近に歴史を学ぶ場としての活用（末松廃寺跡公園）

末松廃寺跡公園については、郷土の歴史を理解する上で欠かせない場所であるため、再整備などを推進することにより、後世への継承、身近に歴史を学ぶ場としての活用を図ります。

⑤土地区画整理事業における適正な公園・緑地の配置（中林地区）

中林地区では、土地区画整理事業による計画的な市街地整備とあわせ、公園・緑地を適正に配置します。

【地域の施策方針図（南部地域）】



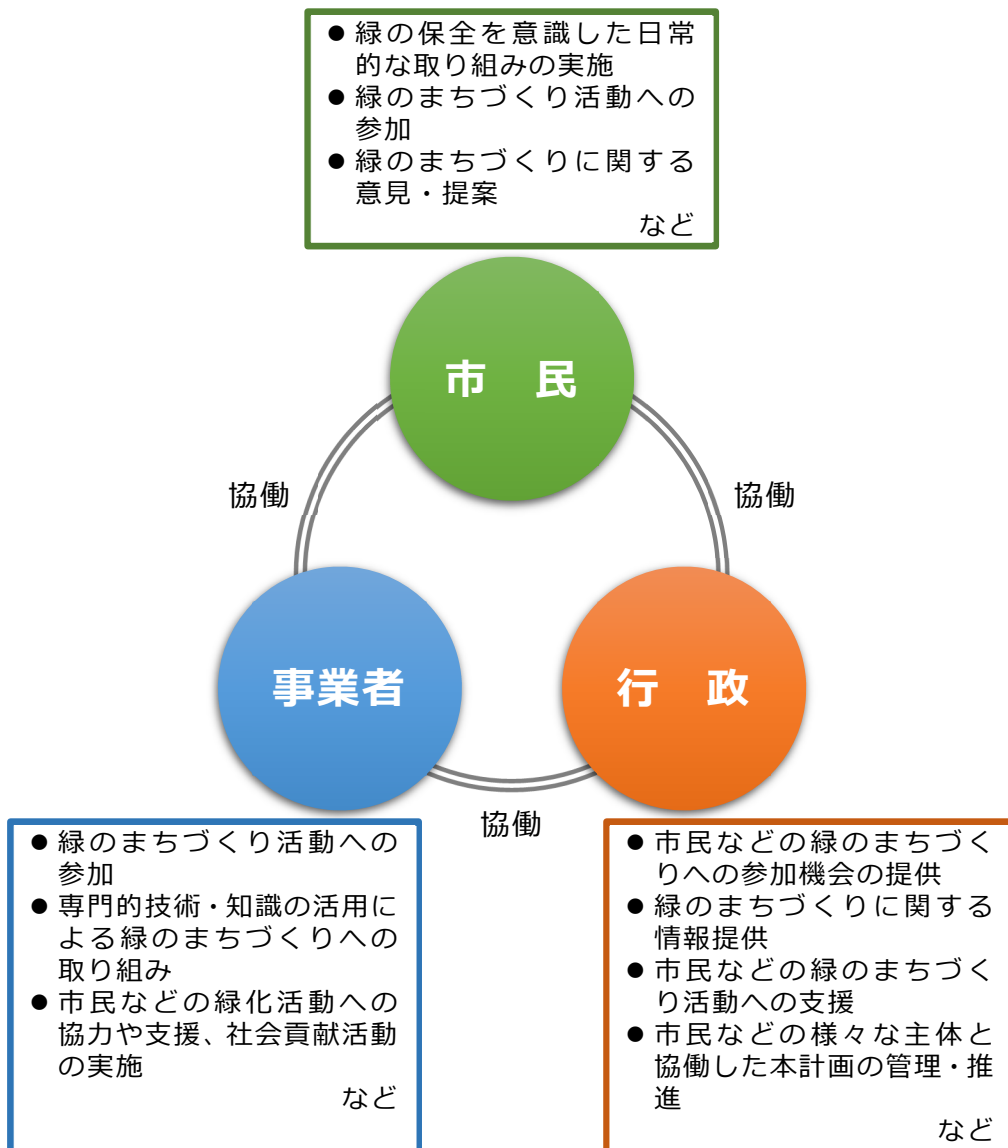
第7章 計画の推進と進捗管理

7-1 推進体制

本計画における各種施策を推進するためには、社会経済情勢の変化や市民ニーズに柔軟に対応するとともに、本市で暮らし、活動するすべての関係者が主体となって緑のまちづくりに取り組むことが重要です。

そのため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識しながら、多様な主体の協働により、各種施策を推進します。

【協働による推進体制イメージ図】



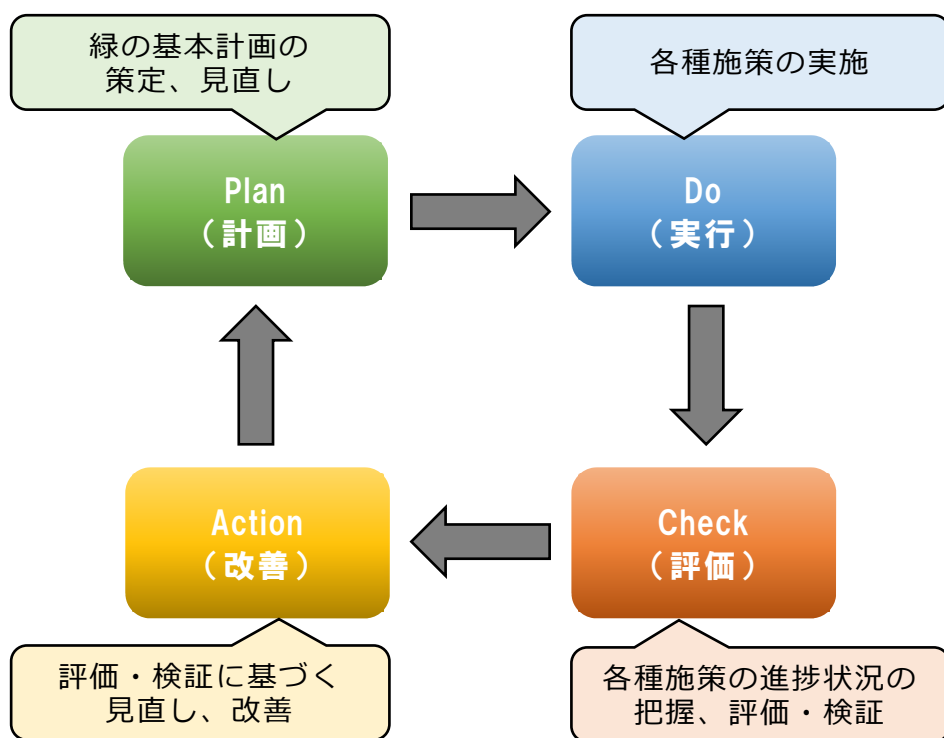
7-2 進捗管理

本計画は長期にわたる計画であることから、各種施策の進捗については、社会経済情勢の変化や上位関連計画の見直し状況などを踏まえながら、段階的に取り組むことが求められます。

そのため、計画に記載された各種施策については、概ね5年毎に調査・分析及び評価を行い、計画の進捗状況や妥当性などを検証するものとします。

また、計画の評価と見直しについては、計画における各種施策を着実に推進するため、庁内関係各課の連携・調整のもと、PDCAサイクルの考え方にに基づき実施するものとし、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

【PDCAサイクルによる計画の評価と見直し図】



野々市市緑の基本計画

発 行 令和4年（2022年）12月

発 行 者 野々市市

編 集 野々市市 建設部 都市整備課

〒921-8510 石川県野々市市三納一丁目1番地

制作協力 株式会社国土開発センター

